

## 令和7年山形県教育委員会12月定例会

令和7年12月23日  
県庁舎教育委員室

1 開 会 午後2時

2 会議録署名委員の指名

3 会期の決定

4 報 告

(1) 「令和7年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査」結果について  
(学校体育保健課)

5 議 題

議第1号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見に係る臨時専決処理の承認について

(教育政策課、教職員課)

議第2号 山形県産業教育審議会委員の任命に係る臨時専決処理の承認について

(高校教育課)

議第3号 教職員の人事について

(教職員課)

6 閉 会

# 「令和7年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査」結果について

## 1 調査の概要

学校での体育・健康等に関する指導改善に活用することなどを目的に、毎年、小学校5年生（以下「小5」）と中学校2年生（以下「中2」）の男女を対象（全国悉皆調査）に、8種目の実技に関する調査と質問紙による運動習慣等に関する調査を実施している。

本県実施状況（小・中・特別支援学校の一部）

本県実施状況	学校数	男子	女子	合計
小学校5年生	220校	3,543人	3,625人	7,168人
中学校2年生	95校	3,588人	3,522人	7,110人

## 2 結果の概要

### （1）全国平均との比較

- 体力合計点において、全ての調査対象で2年ぶりに全国平均を上回っている。
- 体力合計点において、小5女子は平成20年度の調査開始以降、継続して全国平均を上回っている。
- 全ての種目において、中2男子は平成21年度以来全国平均を上回っている。

表1 令和7年度 本県児童生徒の種目別結果と体力合計点の全国平均比較

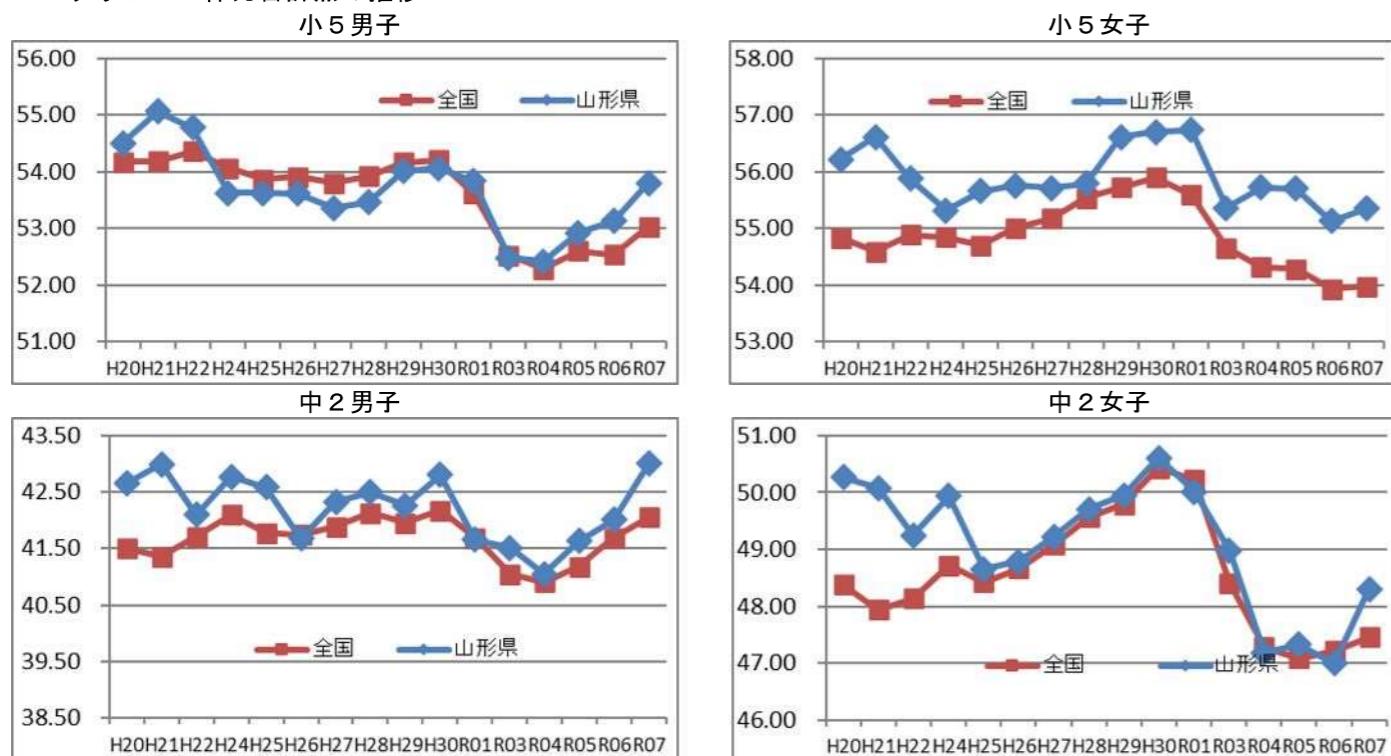
（○：全国平均を上回った種目、△：全国平均を下回った種目）

	① 握力	② 上体 起こし	③ 長座 体前屈	④ 反復 横とび	⑤ 持久走	⑥ 20m シャトル	⑦ 50m走	⑧ 立ち幅 とび	⑨ ボール 投げ	全国 平均超 合計	体力合計点（点）		
											山形県	全国	全国差
小学校 5年生	男子	○	○	△	○	○	△	○	○	6	53.80	53.03	+0.77
	女子	○	○	△	○		△	○	○	6	55.35	53.98	+1.37
中学校 2年生	男子	○	○	○	○	○	○	○	○	9	43.01	42.06	+0.95
	女子	○	△	○	○	○	○	○	○	8	48.30	47.46	+0.84

### （2）山形県の過去の記録との比較

- 体力合計点において、全ての調査対象で昨年度を上回っている。
- 体力合計点において、中2男子は平成20年度の調査開始以降では最も高い数値であった。

### グラフ1 体力合計点の推移



※H23は東日本大震災のため、R02は新型コロナウイルス感染症の影響のため調査なし

令和7年12月23日  
学校体育保健課

資料1

## 3 本県小・中学生の状況

### （1）小学生 ※資料2-1参照

- ①体力総合評価において、男子は前年度より上位層（A+B）が増加し、下位層（D+E）が減少している。女子は上位層、下位層ともに増加しており、二極化傾向である。
- ②朝食を「毎日食べる」及び睡眠時間が「8時間以上」の割合は男女とも前年度より増加している。スククリーンタイムは、男子で「3時間以上」の児童の割合が年々増加している。

<総合評価基準>

	A	B	C	D	E
小学5年生	65以上	58~64	50~57	42~49	41以下

### （2）中学生 ※資料2-2参照

- ①体力総合評価において、男女ともに上位層が増加し、下位層が減少している。
- ②朝食を「毎日食べる」の割合は、男女ともに前年度より増加し、睡眠時間が「8時間以上」の割合は男子で増加している。スククリーンタイム「3時間以上」の割合は、男女ともに年々増加している。

<総合評価基準>

	A	B	C	D	E
中学2年生	57以上	47~56	37~46	27~36	26以下

## 4 R6本県の取組み

### <取組み>

- 令和6年2月開催の体力向上対策会議において、「わかる・できる・楽しい」体育授業の実現や体育と保健の授業の関連を一層図るよう提言を行い、各学校において、PDCAサイクルに基づいた取組みを実践。
- 各種研修（楽しい体育授業づくり研修、体育実技指導者講習等）や全国学校体育研究大会（R5.11月）に向けた取組みを継承することにより、各学校における学習指導要領の内容を踏まえた授業改善を実施し、楽しい体育授業づくりへと発展させた。
- 自校の児童生徒の測定結果や運動・遊びの状況を把握し、各学校の課題に応じた「1学校1取組み」の推進を図り、体力向上につながる取組みの実践。

### <成果> ※資料2-3参照

- 児童生徒の運動に対する意識（運動が好き・やや好き）に関する質問紙の回答が全ての対象で全国平均を上回っている。この数値は、児童生徒が生涯にわたって運動に親しむ資質・能力を育む上で重要と捉えている。

○各学校においては、体力向上を視野に入れつつ、児童生徒にとって楽しい体育授業となるよう、協働的な活動やICT活用の工夫等により授業改善に取り組んでいる。

○体力合計点において、全ての調査対象で全国平均及び昨年度の県平均を上回っている。

### <課題> ※資料2-3、2-4参照

- 体育と保健の授業の関連を図ることを大切にしている学校の割合が低い。
- 卒業後の運動の関わり方に否定的な考え方を持っている児童生徒の割合が高くなつた。

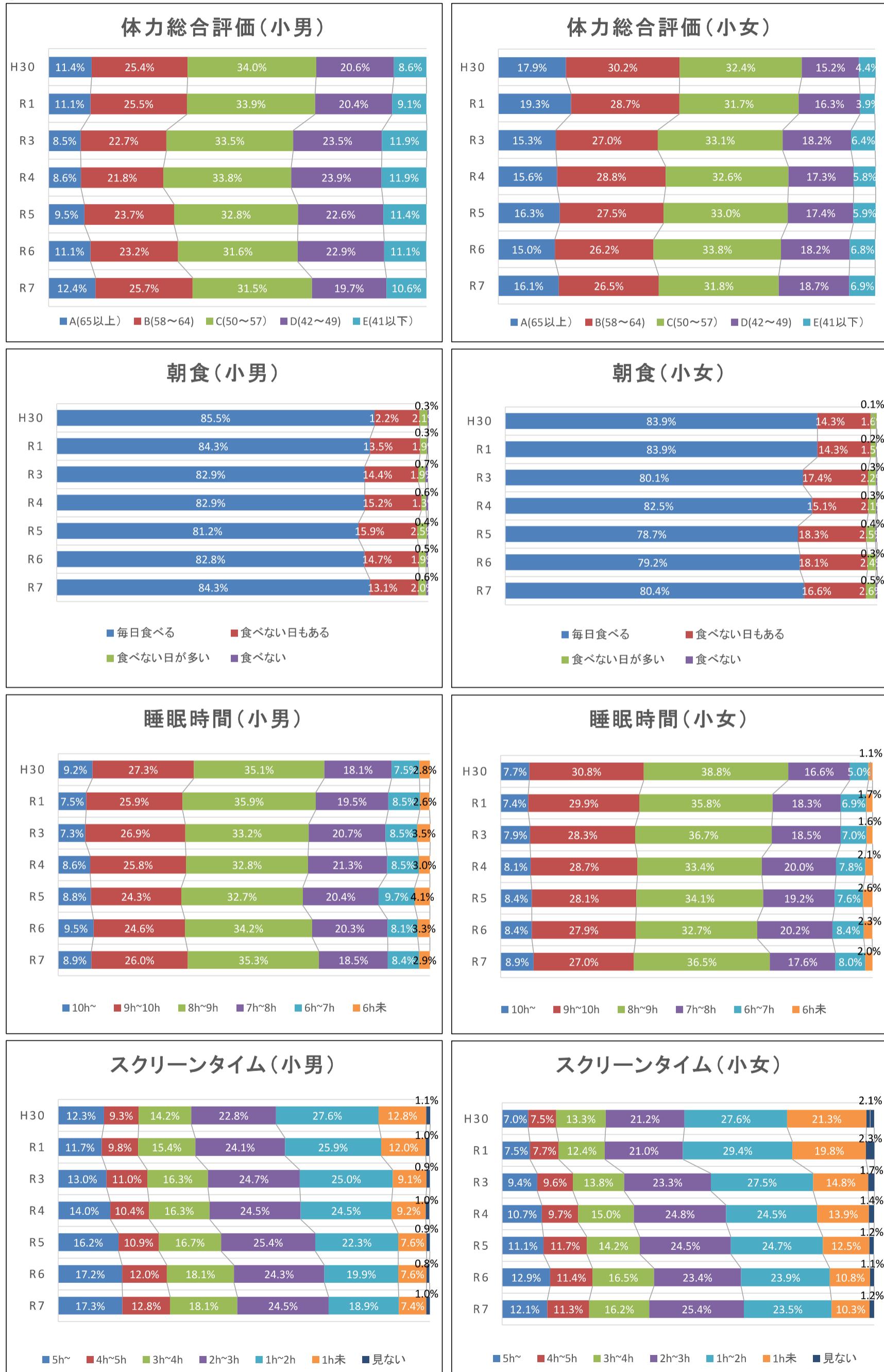
## 5 県教育委員会の今後の対応

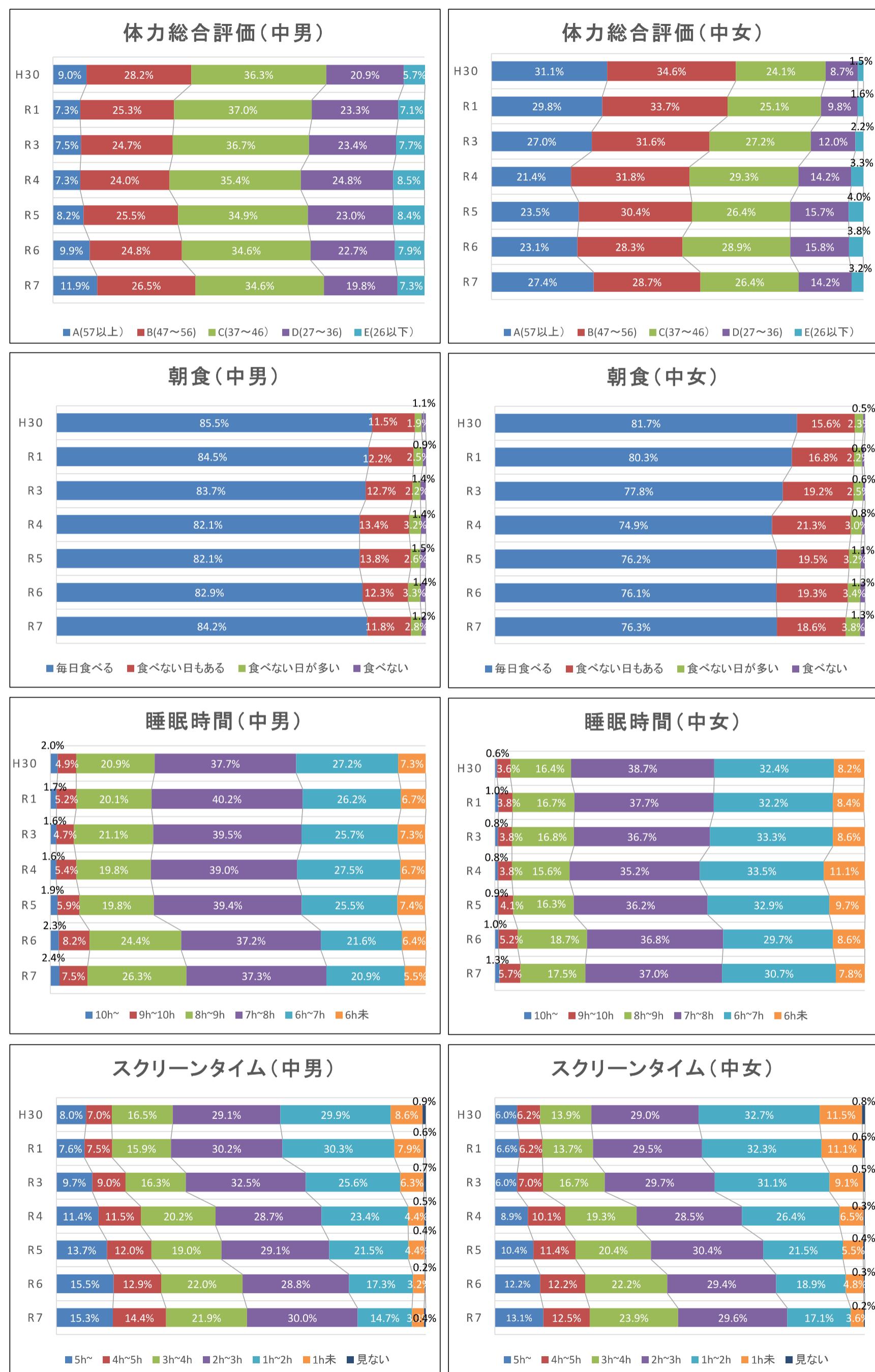
- 体力向上推進委員会を開催し、今回の調査結果について分析。
- 運動やスポーツをすることが好きな子どもたちの育成を目指し、地区ごとに体力向上対策会議を開催し、本県の課題を各学校に共有。各学校はこれを受け体育授業の工夫や、「1学校1取組み」等の学校全体の取組みを推進。
- 「体育」と「保健」を関連させた授業の推進。
- 各学校が体育授業や体力向上の好事例について共有できるデータベースを活用した授業改善。

(1)本県の小・中学生の状況

資料 2-1

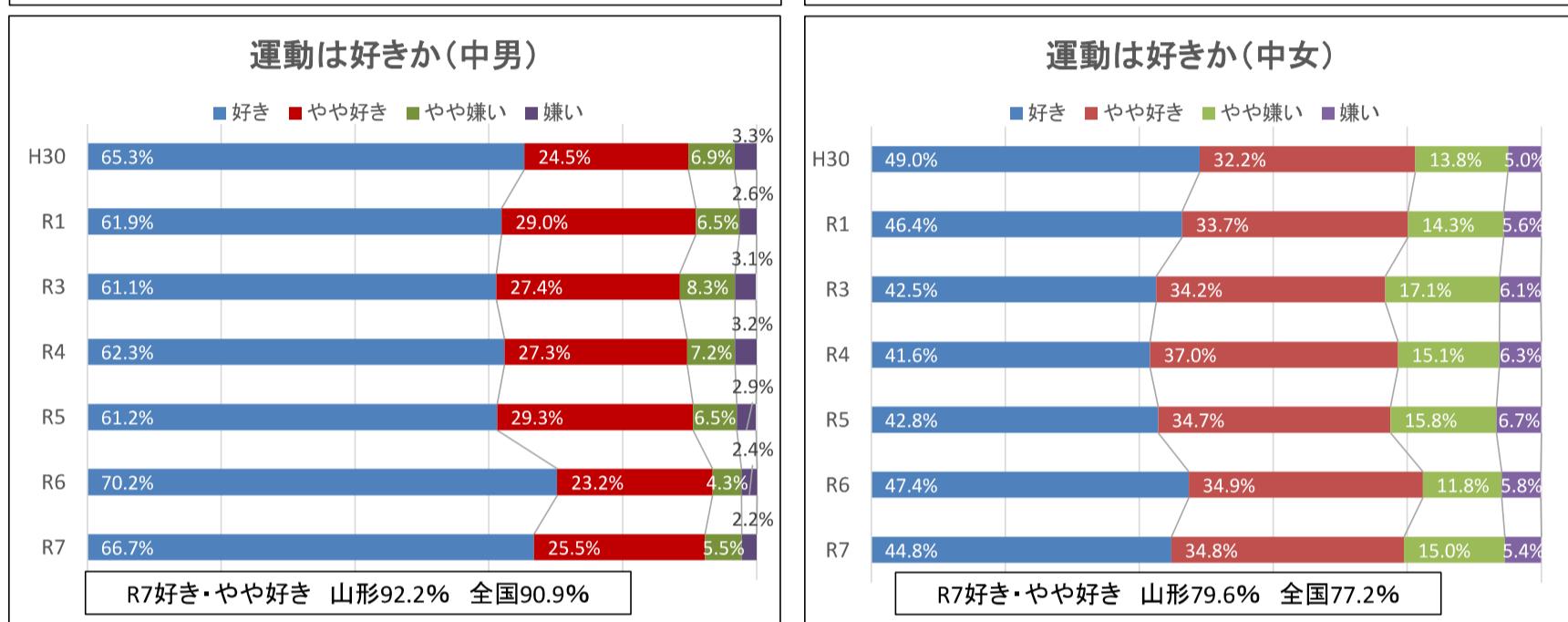
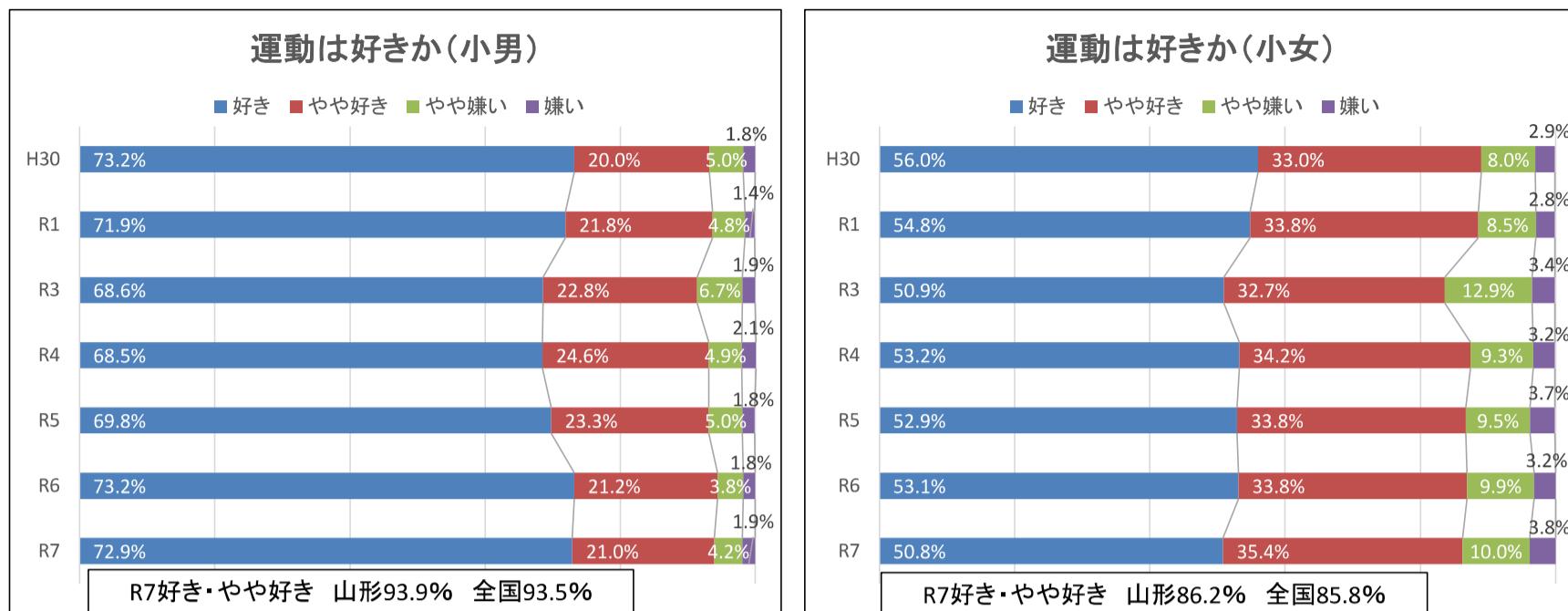
① 小学生



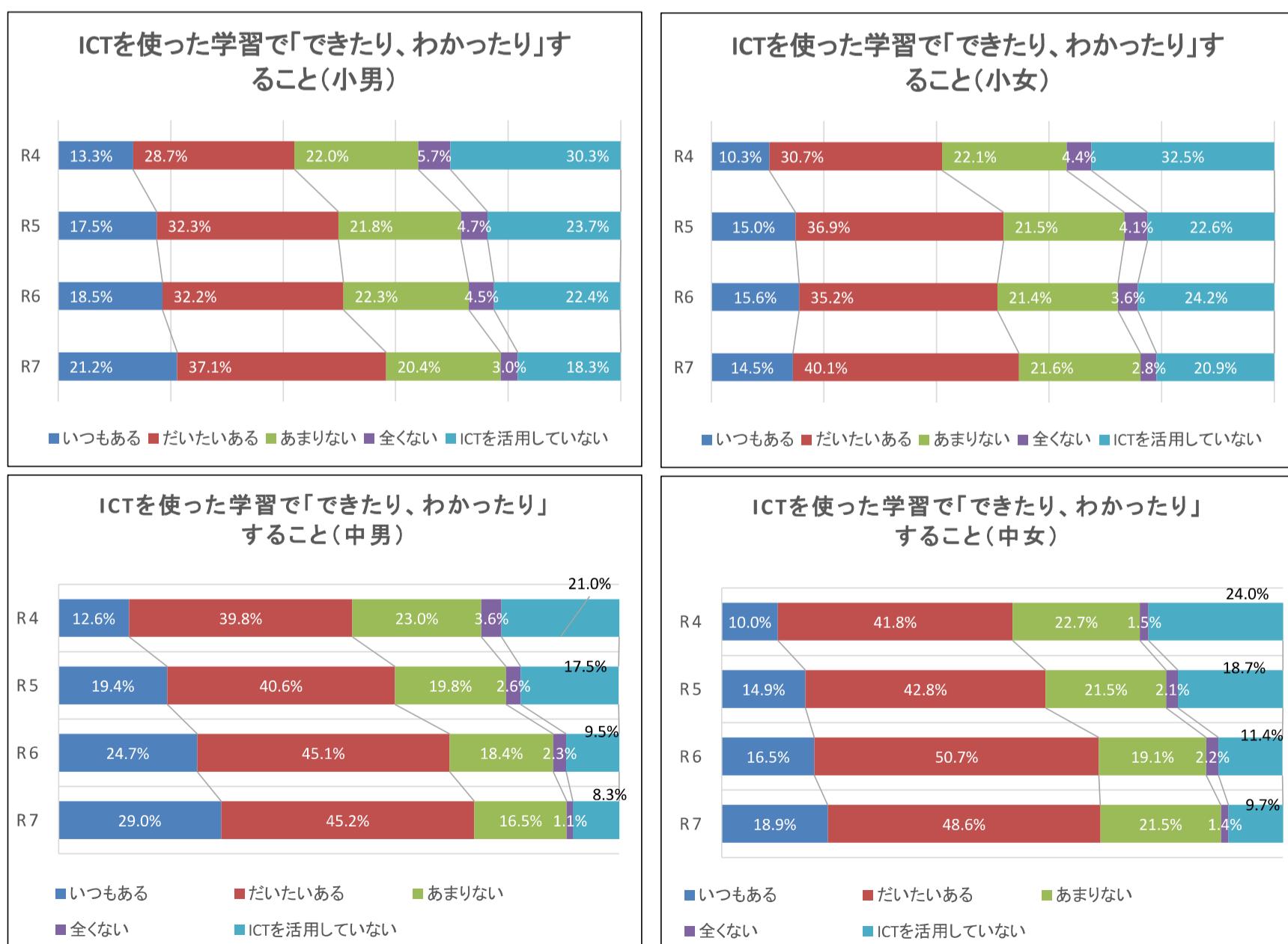


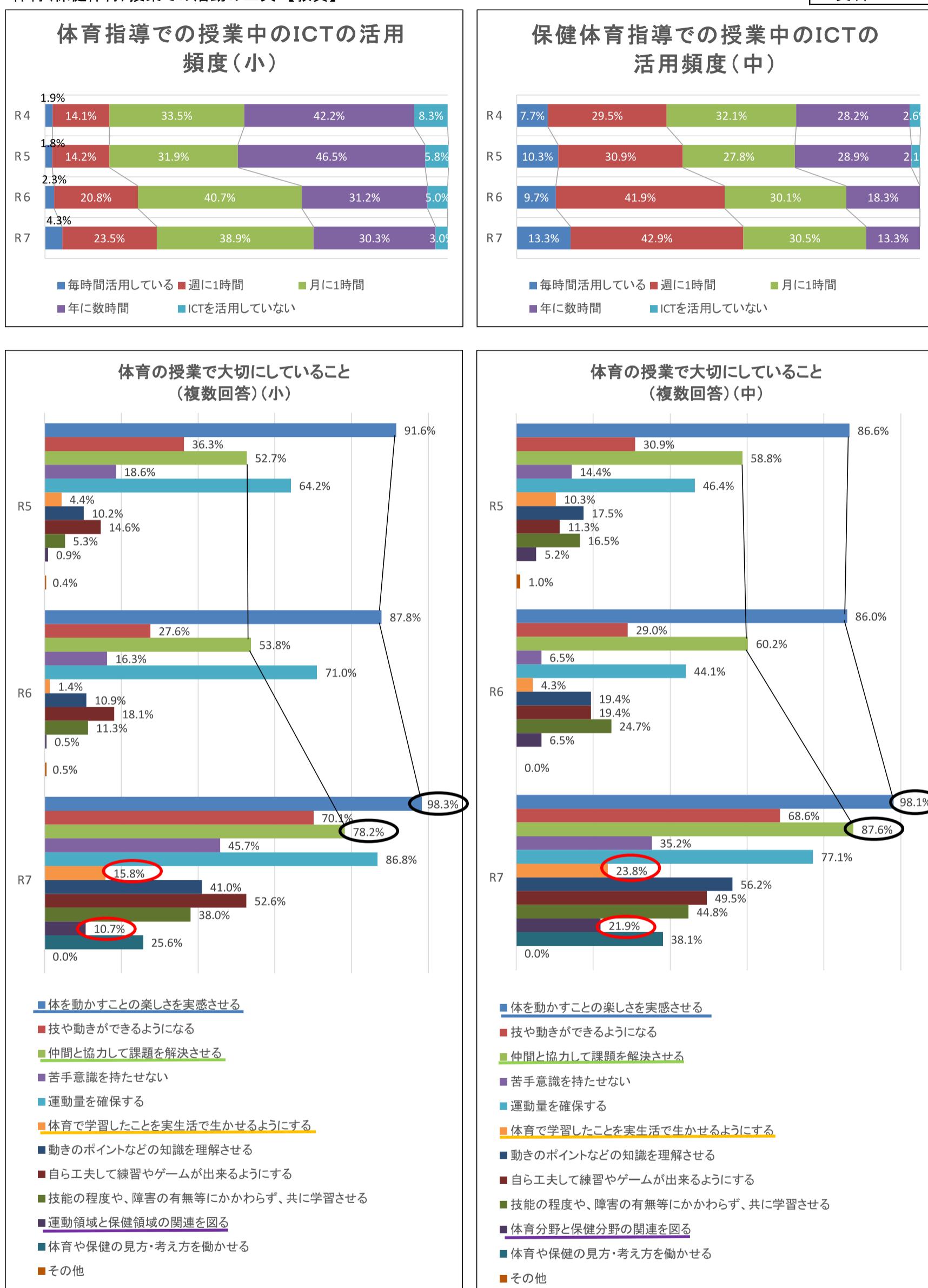
(2) R6本県の取組みとその評価

資料 2-3

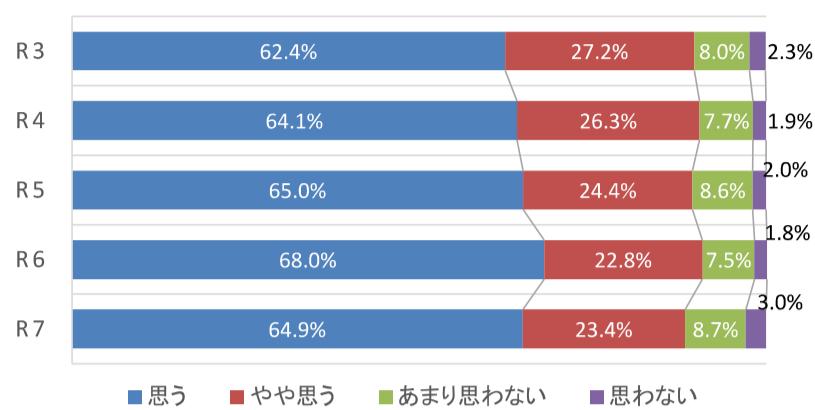


・体育(保健体育)授業での効果的なICT活用【児童生徒】

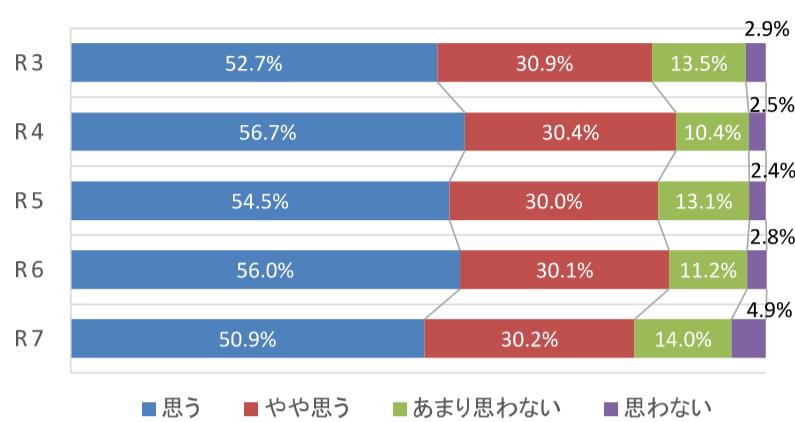




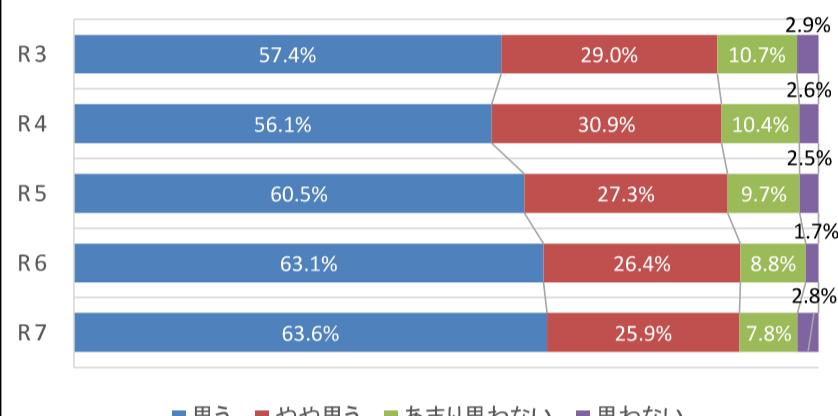
### 中学校で授業以外でも自主的に運動したい(小男)



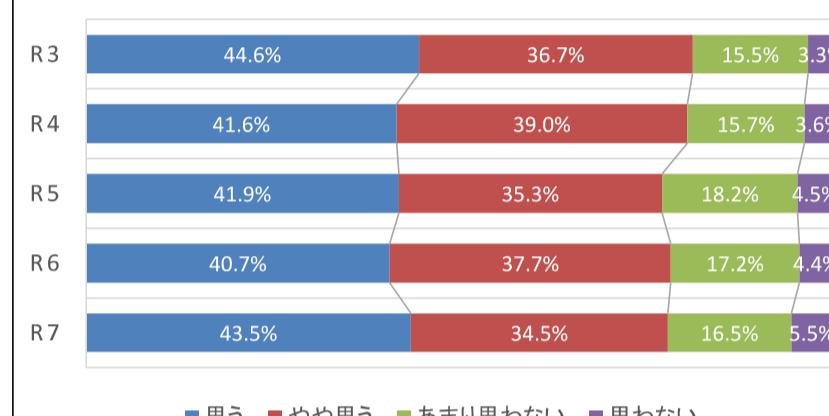
### 中学校で授業以外でも自主的に運動したい(小女)



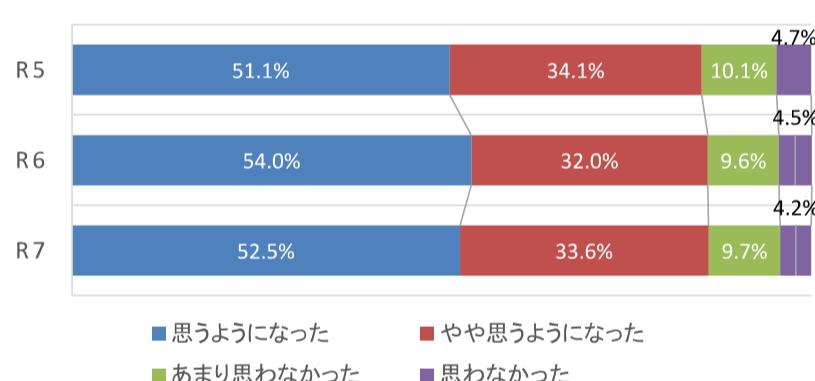
### 中学校卒業後、自主的に運動したい(中男)



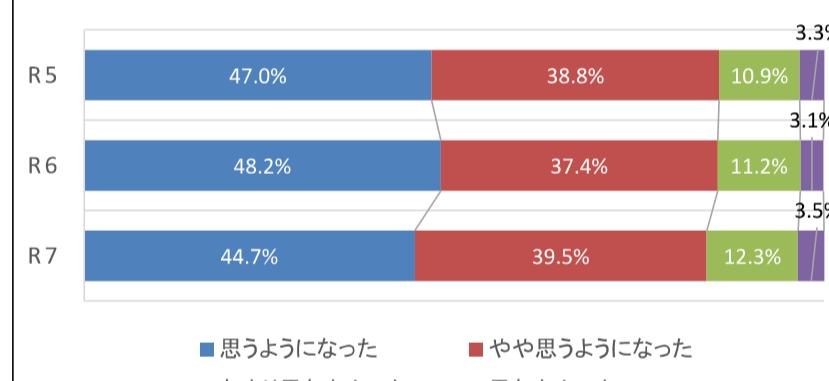
### 中学校卒業後、自主的に運動したい(中女)



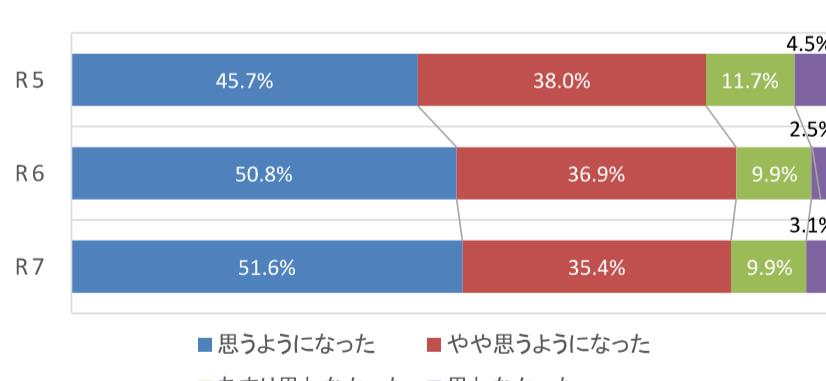
### 保健を学習してもっと運動しようと思った(小男)



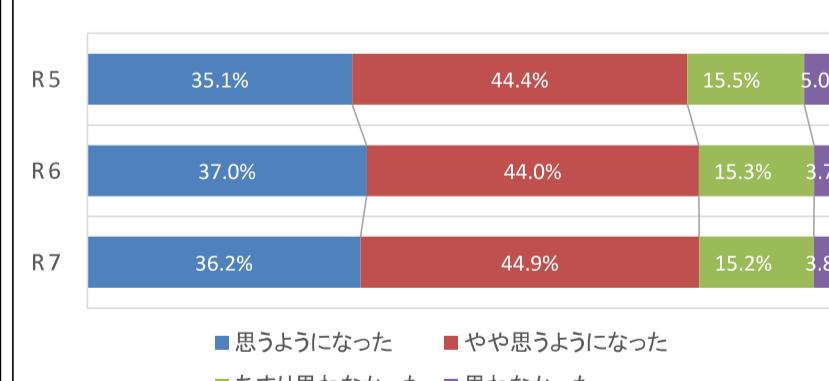
### 保健を学習してもっと運動しようと思った(小女)



### 保健を学習してもっと運動しようと思った(中男)



### 保健を学習してもっと運動しようと思った(中女)



## 議第 1 号 の 1

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づく意見  
に係る臨時専決処理の承認について

山形県議会 12 月定例会に提案された下記条例案の作成について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定により山形県知事から意見を求められた件について、教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任し又は専決させる規則（昭和 31 年 11 月県教育委員会規則第 12 号）第 5 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処理したことについて承認する。

記

山形県職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例案

### 提 案 理 由

山形県知事から上記議案の作成にあたり意見を求められ、緊急を要したため、教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任し又は専決させる規則第 5 条第 1 項の規定により専決処理したので、同条第 2 項の規定により承認を求めるため提案するものである。

令和 7 年 12 月 23 日提出

山形県教育委員会

教育長 須貝 英彦

議第 号

山形県職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例の設定について

山形県職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

山形県職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(山形県職員等の給与に関する条例の一部改正)

第1条 山形県職員等の給与に関する条例（昭和32年8月県条例第30号）の一部を次のように改正する。

第9条の2第1項第1号中「416,600円」を「417,600円」に改め、同項第2号中「51,600円」を「52,100円」に改める。

第12条の6第1項に次の1号を加える。

(4) 通勤のため自動車等の駐車のための施設等（人事委員会規則で定めるものに限る。第8項において「駐車施設等」という。）を利用してその利用に係る料金を負担することを常例とする職員等（人事委員会規則で定める職員等を除く。）

第12条の6第2項第2号中「53,000円」を「66,400円」に改め、同項に次の1号を加える。

(4) 前項第4号に掲げる職員等 支給単位期間につき、5,000円を超えない範囲内で人事委員会規則で定める額（第5項において「駐車施設等料金相当額」という。）

第12条の6第5項中「及び」を「、駐車施設等料金相当額及び」に改め、同条第8項中「に係る」を「及び駐車施設等に係る」に改める。

第13条の3第4項中「県企業職員その他人事委員会規則で定める者であつた者から引き続き」を「新たに」に改め、「（任用の事情等を考慮して人事委員会規則で定める職員及び警察職員に限る。）」を削る。

第19条第1項中「4,400円」を「4,700円」に、「21,000円」を「22,500円」に、「7,400円」を「7,700円」に改める。

第20条第2項中「100分の125」を「、6月に支給する場合には100分の125、12月に支給する場合には100分の127.5を乗じて得た額」に、「100分の105）を乗じて得た額」を「6月に支給する場合には100分の105、12月に支給する場合には100分の107.5を乗じて得た額）」に改め、同条第3項中「100分の105」を「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」と、「100分の105」に、「とする」を「と、「100分の107.5」とあるのは「100分の62.5」とする」に改める。

第21条第2項第1号中「100分の105」を「、6月に支給する場合には100分の105」に、「を乗じて」を「、12月に支給する場合には100分の107.5（特定幹部職員にあつては、100分の127.5）を乗じて」に改め、同項第2号中「100分の50」を「、6月に支給する場合には100分の50」に、「を乗じて」を「、12月に支給する場合には100分の52.5（特定幹部職員にあつては、100分の62.5）を乗じて」に改める。

別表第1から別表第6までを次のように改める。

別表第1

## 行 政 職 給 料 表

職員等の区分 号 級	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額								
	1	197,400	245,600	281,200	315,300	338,500	373,300	428,200	480,300	534,600
	2	198,500	247,100	282,200	316,800	340,300	375,100	430,100	485,700	541,500
	3	199,800	248,700	283,200	318,300	342,200	376,700	432,000	490,700	546,600
	4	200,900	250,200	284,200	319,700	343,900	378,300	433,900	495,300	550,900
	5	202,000	251,700	285,200	321,100	345,600	379,900	435,700	499,400	554,400
	6	203,800	253,200	286,200	322,200	347,300	381,800	437,600	502,900	557,600
	7	205,400	254,700	287,200	323,200	349,100	383,300	439,400	505,800	560,600
	8	207,000	256,100	288,200	324,400	350,700	384,900	441,200	508,300	563,100
	9	208,600	257,600	289,200	325,600	352,300	386,200	442,800	510,400	565,100
	10	210,400	258,800	290,200	327,200	354,000	387,800	444,300		
	11	212,000	260,100	291,200	328,900	355,800	389,500	445,900		
	12	213,600	261,500	292,300	330,500	357,400	391,000	447,400		
	13	215,300	262,700	293,300	332,000	358,900	392,900	449,000		
	14	217,000	263,900	294,600	333,600	360,500	394,800	450,300		
	15	218,700	265,100	295,900	335,200	362,200	396,800	451,600		
	16	220,500	266,300	297,200	336,800	363,700	398,600	452,800		
	17	221,800	267,400	298,400	338,300	365,100	400,200	454,000		
	18	223,400	268,600	299,700	340,000	366,800	402,000	455,300		
	19	225,000	269,700	300,900	341,700	368,500	403,700	456,600		
	20	226,500	270,800	302,200	343,300	370,100	405,300	457,900		
	21	228,200	271,700	303,200	344,700	371,300	407,100	459,100		
	22	229,800	272,700	304,400	346,400	372,800	408,500	459,900		
	23	231,500	273,700	305,600	348,200	374,300	409,900	460,700		
	24	233,200	274,700	306,900	349,800	375,900	411,300	461,500		
	25	234,900	275,800	308,300	351,000	377,600	412,700	462,100		
	26	236,700	276,700	309,300	352,900	379,400	413,900	462,800		
	27	238,200	277,600	310,300	354,700	381,000	415,100	463,400		
	28	239,800	278,500	311,300	356,300	382,800	416,200	464,000		
	29	241,100	279,300	312,400	357,800	384,200	417,300	464,700		
	30	242,200	280,100	313,600	359,400	385,500	418,500	465,500		
	31	243,400	280,900	314,800	361,100	386,800	419,700	465,900		
	32	244,500	281,600	316,000	362,700	388,200	420,800	466,600		
	33	245,600	282,300	317,100	364,400	389,300	421,500	467,100		
	34	246,700	283,100	318,400	366,300	390,200	422,200	467,500		
	35	247,800	283,900	319,700	368,100	391,200	422,900	467,900		
	36	248,900	284,600	321,100	369,900	392,200	423,600	468,300		
	37	250,100	285,300	322,300	371,400	393,000	424,200	468,700		
	38	251,100	286,100	323,600	372,800	394,000	424,800	469,100		
	39	252,000	286,800	324,900	374,300	394,900	425,300	469,400		
	40	252,800	287,500	326,200	375,700	395,700	425,700	469,700		

定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員 以 外 の 職 員 等	41	253, 600	288, 200	327, 600	377, 200	396, 500	426, 100	470, 000
	42	254, 300	288, 900	328, 900	378, 000	397, 300	426, 300	470, 300
	43	254, 900	289, 600	330, 200	379, 100	398, 100	426, 600	470, 600
	44	255, 600	290, 300	331, 300	380, 100	398, 800	426, 900	470, 900
	45	256, 300	291, 000	332, 200	381, 000	399, 500	427, 200	471, 200
	46	256, 900	291, 700	333, 500	382, 100	400, 200	427, 500	
	47	257, 500	292, 400	334, 800	383, 000	400, 900	427, 800	
	48	258, 100	293, 000	336, 100	384, 000	401, 700	428, 100	
	49	258, 600	293, 700	337, 300	384, 900	402, 200	428, 400	
	50	259, 200	294, 300	338, 600	385, 600	402, 800	428, 700	
	51	259, 800	295, 000	339, 800	386, 300	403, 400	428, 900	
	52	260, 300	295, 700	341, 000	386, 900	404, 100	429, 200	
	53	260, 700	296, 300	342, 300	387, 300	404, 500	429, 400	
	54	261, 100	296, 900	343, 400	387, 900	405, 100	429, 700	
	55	261, 500	297, 500	344, 500	388, 600	405, 700	430, 000	
	56	261, 800	298, 200	345, 600	389, 300	406, 300	430, 300	
	57	262, 100	298, 800	346, 300	389, 600	406, 700	430, 500	
	58	262, 400	299, 400	347, 200	390, 300	407, 300	430, 800	
	59	262, 700	300, 000	348, 000	391, 000	407, 900	431, 100	
	60	263, 000	300, 700	348, 800	391, 600	408, 400	431, 300	
	61	263, 300	301, 300	349, 600	391, 900	408, 800	431, 500	
	62	263, 600	302, 000	350, 000	392, 400	409, 400	431, 800	
	63	263, 900	302, 500	350, 500	393, 100	409, 900	432, 100	
	64	264, 200	303, 000	351, 300	393, 700	410, 400	432, 300	
	65	264, 500	303, 500	352, 100	394, 000	410, 700	432, 500	
	66	264, 800	304, 100	352, 800	394, 600	411, 100	432, 800	
	67	265, 100	304, 600	353, 500	395, 300	411, 500	433, 100	
	68	265, 400	305, 200	354, 100	395, 900	411, 900	433, 300	
	69	265, 700	305, 600	354, 600	396, 300	412, 200	433, 500	
	70	266, 000	306, 100	355, 200	396, 800	412, 500	433, 800	
	71	266, 300	306, 600	355, 700	397, 400	412, 800	434, 100	
	72	266, 600	307, 200	356, 300	397, 900	413, 000	434, 300	
	73	266, 900	307, 700	356, 600	398, 400	413, 200	434, 500	
	74	267, 200	308, 200	357, 100	399, 000	413, 500		
	75	267, 500	308, 500	357, 400	399, 500	413, 800		
	76	267, 800	308, 900	357, 800	399, 800	414, 000		
	77	268, 200	309, 000	358, 200	400, 200	414, 200		
	78	268, 500	309, 300	358, 700	400, 700	414, 500		
	79	268, 800	309, 500	359, 200	401, 100	414, 800		
	80	269, 100	309, 800	359, 700	401, 500	415, 000		
	81	269, 400	310, 000	360, 000	401, 900	415, 200		
	82	269, 700	310, 200	360, 400	402, 400	415, 500		
	83	270, 000	310, 500	360, 900	402, 800	415, 800		
	84	270, 300	310, 700	361, 300	403, 200	416, 000		
	85	270, 600	311, 000	361, 600	403, 500	416, 200		

	86	270,900	311,200	362,000							
	87	271,200	311,500	362,400							
	88	271,500	311,800	362,800							
	89	271,800	312,100	363,000							
	90	272,100	312,400	363,400							
	91	272,400	312,700	363,800							
	92	272,700	313,100	364,200							
	93	273,000	313,200	364,300							
	94		313,400	364,800							
	95		313,800	365,200							
	96		314,200	365,500							
	97		314,400	365,800							
	98		314,700	366,200							
	99		315,000	366,600							
	100		315,400	367,000							
	101		315,600	367,500							
	102		315,900	367,900							
	103		316,200	368,300							
	104		316,500	368,700							
	105		316,700	369,200							
	106		317,000	369,600							
	107		317,300	369,900							
	108		317,600	370,200							
	109		317,800	370,700							
	110		318,100								
	111		318,600								
	112		318,900								
	113		319,000								
	114		319,300								
	115		319,600								
	116		320,000								
	117		320,200								
	118		320,400								
	119		320,700								
	120		321,000								
	121		321,300								
	122		321,500								
	123		321,800								
	124		322,100								
	125		322,400								
定年 前再 任用 短 時間勤 務職 員		基 準 給料月額 円									
		203,800	231,800	274,300	295,200	311,100	337,800	381,400	416,500	470,600	

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員等に適用する。

別表第2  
公 安 職 給 料 表

職員等の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		号給	給料月額	給料月額						
			円	円	円	円	円	円	円	円
1	227,700	249,100	273,500	313,700	350,200	372,200	403,700	440,800	488,300	
2	230,100	251,300	275,600	314,700	351,700	373,900	405,400	442,400	494,400	
3	232,600	253,500	277,800	315,600	353,200	375,600	407,100	444,000	499,400	
4	235,000	255,800	280,000	316,500	354,700	377,300	408,800	445,500	503,700	
5	237,400	258,000	282,100	317,100	356,300	378,900	410,400	447,000	507,800	
6	239,900	260,200	283,400	317,800	357,700	380,600	412,000	448,600	511,200	
7	242,300	262,300	284,800	318,500	359,000	382,200	413,600	450,000	514,200	
8	244,600	264,100	286,100	319,200	360,300	383,800	415,200	451,500	516,700	
9	246,900	266,200	287,400	319,800	361,600	385,300	416,900	452,600	518,900	
10	249,100	267,900	288,700	320,500	363,300	386,900	418,500	454,000		
11	251,200	269,600	290,000	321,200	364,900	388,500	420,100	455,600		
12	253,200	271,100	291,400	321,800	366,500	390,200	421,700	457,100		
13	255,300	272,600	292,700	322,500	367,900	391,800	423,300	458,400		
14	257,300	274,500	293,900	323,200	369,500	393,400	425,300	460,100		
15	259,400	276,200	294,900	323,900	371,100	395,000	427,300	461,700		
16	261,000	278,000	296,400	324,700	372,600	396,700	429,400	463,400		
17	262,700	279,500	297,500	325,400	374,100	398,300	430,900	464,800		
18	264,300	280,700	298,600	326,200	375,700	399,900	432,600	466,500		
19	265,800	281,900	299,700	327,200	377,300	401,500	434,200	468,200		
20	267,400	283,000	300,900	328,000	378,800	403,200	435,900	469,800		
21	269,000	284,400	302,100	328,900	380,300	404,800	437,600	471,300		
22	270,900	285,600	302,700	330,200	382,000	406,400	439,100	472,000		
23	272,500	286,900	303,200	331,500	383,600	408,100	440,600	472,700		
24	274,200	288,200	303,800	332,800	385,200	409,900	442,000	473,400		
25	275,700	289,600	304,200	334,000	386,600	411,600	443,200	473,800		
26	276,900	291,000	304,800	335,500	388,300	413,600	444,700	474,300		
27	278,200	292,200	305,300	336,900	390,100	415,500	446,300	475,000		
28	279,400	293,400	305,800	337,900	391,700	417,400	447,700	475,600		
29	280,600	294,300	306,200	338,800	393,300	419,100	449,200	476,200		
30	281,900	295,300	306,800	340,000	394,900	420,500	450,500	476,900		
31	283,200	296,500	307,300	341,100	396,600	421,800	451,800	477,400		
32	284,600	297,500	307,800	342,300	398,300	423,100	453,000	477,900		
33	285,900	298,700	308,300	343,400	400,000	424,100	454,000	478,400		
34	287,300	299,300	308,900	344,600	402,100	425,200	454,700	478,700		
35	288,500	299,900	309,400	345,800	404,100	426,200	455,400	479,000		
36	289,800	300,500	309,800	346,900	406,100	427,200	456,200	479,400		
37	290,800	300,900	310,300	348,000	407,800	428,400	456,700	479,800		
38	291,800	301,500	310,900	349,200	409,500	429,600	457,100	480,000		
39	292,900	302,100	311,500	350,400	411,100	430,700	457,500	480,300		
40	294,000	302,700	312,000	351,600	412,600	431,800	457,800	480,500		
41	295,200	303,100	312,700	352,700	413,800	433,000	458,100	480,800		
42	295,800	303,700	313,400	353,900	414,800	433,800	458,400	481,000		
43	296,500	304,300	314,100	355,100	415,900	434,600	458,700	481,200		
44	297,000	304,800	314,700	356,300	416,900	435,200	459,000	481,400		
45	297,400	305,200	315,300	357,400	417,900	435,700	459,200	481,800		
46	297,900	305,700	316,100	358,700	419,000	436,400	459,500			

	47	298,400	306,200	316,900	359,900	420,100	437,100	459,800		
	48	298,900	306,700	317,600	361,100	421,300	437,700	460,000		
	49	299,300	307,300	318,400	362,400	422,600	438,400	460,300		
	50	299,800	307,800	319,500	363,800	423,400	438,800	460,600		
	51	300,300	308,400	320,500	365,100	424,200	439,400	460,900		
	52	300,800	308,900	321,500	366,400	424,800	440,000	461,200		
	53	301,300	309,500	322,500	367,300	425,300	440,400	461,500		
	54	301,900	310,100	323,600	368,700	426,000	440,900	461,800		
	55	302,400	310,800	324,600	369,900	426,700	441,400	462,000		
	56	302,800	311,400	325,700	371,100	427,400	441,900	462,300		
	57	303,300	312,000	326,700	372,200	427,700	442,400	462,500		
	58	303,800	312,900	327,800	373,500	428,400	442,900	462,800		
	59	304,300	313,700	328,900	375,000	429,100	443,300	463,100		
	60	304,700	314,400	330,000	376,400	429,600	443,700	463,300		
	61	305,200	315,200	330,900	377,700	430,000	444,100	463,500		
	62	305,600	316,000	332,000	379,200	430,400	444,400	463,800		
	63	306,100	316,800	333,100	380,700	430,900	444,700	464,100		
	64	306,500	317,700	334,200	382,200	431,400	445,000	464,400		
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員 等	65	307,000	318,500	335,200	383,400	431,900	445,300	464,600		
	66	307,500	319,400	336,300	384,800	432,300	445,600	464,900		
	67	308,000	320,200	337,400	386,200	432,800	445,900	465,200		
	68	308,400	321,000	338,500	387,500	433,300	446,100	465,500		
	69	308,900	321,900	339,500	388,700	433,800	446,300	465,700		
	70	309,300	322,700	340,600	389,900	434,300	446,600	466,000		
	71	309,700	323,600	341,900	391,100	434,900	446,900	466,300		
	72	310,200	324,500	343,100	392,300	435,500	447,100	466,600		
	73	310,700	325,200	343,800	393,700	435,900	447,300	466,800		
	74	311,200	326,100	345,100	394,900	436,500	447,600			
	75	311,800	327,000	346,400	396,100	436,900	447,900			
	76	312,200	327,800	347,800	397,200	437,100	448,100			
	77	312,700	328,400	349,100	398,300	437,400	448,300			
	78	313,300	329,300	350,500	399,500	437,900	448,600			
	79	313,900	330,200	351,900	400,600	438,200	448,900			
	80	314,500	331,200	353,300	401,900	438,500	449,100			
	81	315,000	332,100	354,700	403,000	438,800	449,300			
	82	315,500	333,200	356,300	403,600	439,200	449,600			
	83	316,200	334,200	357,800	404,100	439,700	449,900			
	84	316,800	335,200	359,400	404,600	440,000	450,100			
	85	317,400	336,100	360,800	405,200	440,300	450,300			
	86	318,100	337,100	362,300	405,800					
	87	318,800	338,100	363,800	406,400					
	88	319,500	339,100	365,200	407,000					
	89	320,200	340,000	366,500	407,300					
	90	320,900	341,400	367,700	407,800					
	91	321,600	342,600	369,000	408,400					
	92	322,300	343,800	370,300	408,900					
	93	322,800	345,000	371,600	409,300					
	94	323,700	346,300	373,200	409,700					
	95	324,600	347,600	374,700	410,200					
	96	325,400	348,800	376,100	410,700					
	97	326,200	350,000	377,400	411,100					
	98	327,100	351,300	378,600	411,600					
	99	328,000	352,600	379,700	412,100					

	100	328,900	353,800	381,000	412,600					
	101	329,800	355,200	382,100	412,900					
	102	330,800	356,100	383,200	413,300					
	103	331,800	357,100	384,300	413,800					
	104	332,800	358,200	385,500	414,100					
	105	333,600	359,400	386,700	414,400					
	106	334,200	360,500	387,200	414,900					
	107	334,800	361,500	387,800	415,400					
	108	335,400	362,500	388,400	415,900					
	109	335,900	363,700	389,000	416,200					
	110	336,400	364,700	389,500	416,700					
	111	336,800	365,700	389,900	417,200					
	112	337,300	366,600	390,400	417,700					
	113	338,100	367,600	390,800	418,000					
	114	338,800	368,500	391,200	418,500					
	115	339,500	369,500	391,700	419,000					
	116	340,100	370,500	392,300	419,500					
	117	340,700	371,500	392,700	419,900					
	118	341,400	371,900	393,200	420,400					
	119	342,100	372,500	393,800	420,800					
	120	342,900	373,100	394,300	421,300					
	121	343,500	373,400	394,400	421,700					
	122	343,800	373,800	395,000						
	123	344,300	374,300	395,500						
	124	344,800	374,700	395,900						
	125	345,100	375,100	396,400						
	126		375,500	396,900						
	127		375,900	397,400						
	128		376,300	397,900						
	129		376,700	398,200						
	130		377,100	398,700						
	131		377,500	399,200						
	132		377,900	399,700						
	133		378,100	400,000						
	134		378,600	400,500						
	135		378,900	400,900						
	136		379,200	401,400						
	137		379,500	401,700						
	138		379,900	402,100						
	139		380,400	402,600						
	140		380,900	403,100						
	141		381,200	403,400						
	142		381,700							
	143		382,200							
	144		382,700							
	145		383,000							
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員	基 準 給料月額									
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	259,900	272,200	276,800	310,000	327,600	342,500	367,100	404,000	437,500	

備考 この表は、警察官に適用する。

別表第3

## 海事職給料表

職員等の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
			円	円	円	円
	1	235,200	294,900	338,900	386,700	430,400
	2	238,600	297,100	340,000	388,400	432,600
	3	241,800	299,000	341,100	390,100	434,700
	4	245,300	300,700	342,100	391,700	436,800
	5	248,600	302,400	343,100	393,200	438,800
	6	251,800	303,900	344,600	394,900	440,200
	7	255,000	305,400	346,200	396,600	441,600
	8	258,000	306,900	347,800	398,100	442,900
	9	261,100	308,400	349,700	399,700	444,300
	10	264,000	309,900	351,400	401,200	445,600
	11	267,000	311,300	353,000	402,600	446,800
	12	269,800	312,800	354,600	404,200	448,000
	13	272,800	314,200	356,300	405,700	449,200
	14	275,800	315,600	358,000	407,100	450,500
	15	278,600	316,900	359,600	408,400	451,600
定年	16	281,400	318,200	361,100	409,700	452,700
前	17	284,200	319,500	362,600	411,300	453,700
再	18	286,500	320,600	363,400	412,800	454,700
任	19	287,900	321,800	364,200	414,400	455,800
用	20	289,300	322,900	365,000	416,000	457,000
短	21	290,700	324,200	365,800	417,600	457,900
時	22	292,000	325,100	366,500	419,000	458,700
間	23	293,200	325,800	367,300	420,400	459,600
勤	24	294,300	326,500	368,000	421,800	460,500
務	25	295,400	327,200	368,800	423,200	461,400
職	26	296,000	327,900	369,500	424,400	462,300
員	27	296,500	328,500	370,400	425,600	463,100
以	28	297,000	329,100	371,100	426,800	463,900
外	29	297,500	329,800	371,800	428,000	464,300
の	30	297,900	330,400	372,500	429,100	464,800
職	31	298,400	331,000	373,100	430,100	465,400
員	32	298,800	331,600	373,800	431,100	465,900
等	33	299,200	332,200	374,500	431,600	466,400
	34	299,500	332,800	375,100	432,500	466,700
	35	299,800	333,200	375,800	433,400	467,200
	36	300,100	333,700	376,500	434,300	467,600
	37	300,400	334,200	377,200	435,100	467,900
	38	300,700	334,700	377,800	436,000	468,400
	39	301,000	335,200	378,400	436,800	469,000
	40	301,300	335,500	379,100	437,700	469,600
	41	301,600	335,800	379,800	438,500	470,200
	42	301,900	336,200	380,500	439,400	470,900
	43	302,200	336,500	381,200	440,300	471,500
	44	302,500	336,800	381,900	440,800	472,100
	45	302,800	337,100	382,500	441,000	472,400
	46	303,000	337,400	383,300	441,400	473,100
	47	303,300	337,700	384,100	441,700	473,700
	48	303,600	338,000	384,800	442,000	474,300
	49	303,900	338,300	385,600	442,300	474,700

50	304, 200	338, 600	386, 500	442, 500	475, 000
51	304, 500	338, 900	387, 400	442, 800	475, 300
52	304, 800	339, 200	388, 100	443, 200	475, 500
53	304, 900	339, 500	388, 700	443, 500	475, 700
54	305, 200	339, 800	389, 600	444, 000	475, 900
55	305, 500	340, 100	390, 500	444, 600	476, 200
56	305, 700	340, 300	391, 300	445, 100	476, 500
57	305, 900	340, 500	391, 600	445, 700	476, 700
58	306, 200	340, 800	391, 900	446, 300	477, 000
59	306, 500	341, 100	392, 200	446, 800	477, 300
60	306, 700	341, 300	392, 500	447, 300	477, 500
61	306, 900	341, 500	392, 800	447, 900	477, 700
62	307, 200	341, 900	393, 200	448, 400	
63	307, 500	342, 200	393, 500	448, 900	
64	307, 700	342, 400	393, 800	449, 500	
65	307, 900	342, 600	394, 000	450, 000	
66	308, 200	342, 900	394, 200	450, 600	
67	308, 300	343, 200	394, 500	451, 100	
68	308, 600	343, 400	394, 800	451, 700	
69	308, 800	343, 600	395, 100	452, 200	
70			395, 300	452, 700	
71			395, 600	453, 300	
72			395, 900	453, 900	
73			396, 200	454, 200	
74			396, 600	454, 800	
75			397, 000	455, 500	
76			397, 400	456, 000	
77			397, 800	456, 400	
78			398, 200	456, 900	
79			398, 700	457, 600	
80			399, 200	458, 300	
81			399, 600	458, 500	
82			400, 100		
83			400, 500		
84			400, 900		
85			401, 400		
86			401, 900		
87			402, 400		
88			402, 900		
89			403, 200		
90			403, 600		
91			403, 900		
92			404, 300		
93			404, 800		
94			405, 100		
95			405, 600		
96			406, 000		
97			406, 600		
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員	基 準 給 料 月 額				
	円	円	円	円	円
	237, 600	269, 300	300, 500	343, 800	373, 700

備考 この表は、練習船、警察用船舶等で人事委員会の指定するものに乗り組む職員等に適用する。ただし、警察官及び教育職員を除く。

別表第4

## 教 育 職 給 料 表

教育職給料表(1)

職員等の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
		号 級	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
			円	円	円
	1	214,700	263,200	396,400	473,000
	2	217,200	265,000	397,900	474,800
	3	219,500	266,400	399,300	476,700
	4	221,900	268,000	400,700	478,500
	5	224,200	269,400	402,100	480,200
	6	226,500	270,700	403,600	481,900
	7	228,800	271,900	405,100	483,800
	8	231,000	273,100	406,500	485,600
	9	233,400	274,500	407,800	487,400
	10	235,600	275,700	409,300	489,100
	11	237,800	277,000	410,800	490,700
	12	240,000	278,400	412,300	492,200
	13	242,400	279,700	413,700	493,700
	14	244,500	281,600	415,200	495,000
	15	246,700	283,300	416,800	496,500
	16	248,800	285,100	418,300	497,800
	17	251,100	286,800	419,700	499,000
	18	253,200	289,000	421,300	499,600
	19	255,200	291,300	422,900	500,200
	20	257,200	293,500	424,500	500,900
	21	258,900	295,700	425,700	501,500
	22	260,200	298,000	427,100	
	23	261,500	300,200	428,500	
	24	262,800	302,300	429,900	
	25	264,100	304,300	431,500	
	26	265,300	306,200	432,900	
	27	266,500	308,100	434,200	
	28	267,700	310,000	435,600	
	29	268,800	311,800	437,100	
	30	270,000	313,700	438,400	
	31	271,300	315,500	439,900	
	32	272,500	317,300	441,400	
	33	273,600	319,000	443,100	
	34	274,900	320,800	444,500	
	35	276,100	322,500	446,100	
	36	277,400	324,200	447,600	
	37	278,600	325,800	449,400	
	38	279,800	327,500	450,900	
	39	281,000	329,300	452,500	
	40	282,100	331,000	454,200	
	41	283,500	332,400	455,700	
	42	284,500	334,300	457,200	
	43	285,500	336,200	458,400	
	44	286,400	337,900	459,600	
	45	287,000	339,500	460,800	
	46	287,800	341,400	462,100	
	47	288,600	343,200	463,400	
	48	289,400	344,900	464,600	
	49	290,200	346,600	465,700	
	50	291,000	348,400	466,900	

	51	291,700	350,200	468,100	
	52	292,500	351,900	469,300	
	53	293,300	353,600	470,600	
	54	294,100	354,900	471,800	
	55	294,800	356,300	473,000	
	56	295,700	357,600	474,300	
	57	296,400	359,100	475,400	
	58	297,000	360,700	476,000	
	59	297,800	362,200	476,500	
	60	298,600	363,800	477,000	
	61	299,300	365,300	477,500	
	62	299,900	366,900		
	63	300,700	368,500		
	64	301,300	370,000		
	65	302,400	371,500		
	66	303,200	373,100		
	67	303,900	374,700		
	68	304,600	376,300		
	69	305,200	377,800		
	70	305,900	379,400		
定年 前	71	306,600	380,900		
再任 用	72	307,300	382,500		
短時 間勤務	73	308,100	384,000		
職員 以外	74	308,800	385,600		
の職 員等	75	309,500	387,200		
	76	310,000	388,800		
	77	310,600	390,200		
	78	311,200	391,600		
	79	311,900	393,000		
	80	312,500	394,300		
	81	313,000	395,700		
	82	313,700	397,100		
	83	314,400	398,500		
	84	315,100	399,900		
	85	315,700	400,900		
	86	316,500	402,300		
	87	317,200	403,700		
	88	317,800	405,000		
	89	318,500	406,200		
	90	319,400	407,500		
	91	320,200	408,600		
	92	321,000	409,800		
	93	321,500	411,100		
	94	322,300	412,200		
	95	323,100	413,400		
	96	323,900	414,600		
	97	324,500	416,100		
	98	325,300	417,100		
	99	326,100	418,100		
	100	326,800	419,200		
	101	327,600	420,100		
	102	328,500	421,100		
	103	329,400	422,100		
	104	330,200	423,300		
	105	330,700	424,000		
	106	331,600	424,900		
	107	332,400	425,800		
	108	333,200	426,700		

109	333,900	427,500		
110	334,300	428,400		
111	334,600	429,200		
112	335,100	430,000		
113	335,600	430,600		
114	336,000	431,300		
115	336,500	432,000		
116	336,900	432,700		
117	337,400	433,300		
118	337,900	433,800		
119	338,300	434,200		
120	338,800	434,500		
121	339,300	434,800		
122	339,700	435,100		
123	340,100	435,400		
124	340,600	435,600		
125	341,200	435,800		
126	341,500	436,100		
127	341,800	436,400		
128	342,100	436,600		
129	342,300	436,800		
130	342,600	437,100		
131	342,900	437,400		
132	343,100	437,600		
133	343,300	437,800		
134	343,500	438,100		
135	343,700	438,400		
136	344,000	438,600		
137	344,300	438,800		
138	344,500	439,100		
139	344,800	439,400		
140	345,100	439,600		
141	345,300	439,800		
142	345,500	440,100		
143	345,800	440,400		
144	346,000	440,600		
145	346,300	440,800		
146	346,500			
147	346,800			
148	347,100			
149	347,300			
150	347,500			
151	347,800			
152	348,100			
153	348,300			
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員	基 準 給 料 月 額			
	円	円	円	円
	251,600	294,000	354,400	443,700

- 備考 (1) この表は、県立の高等学校及び特別支援学校に勤務する教育職員並びに人事委員会で定める者に適用する。  
(2) この表の適用を受ける職員等のうち、その職務の級が3級である職員等で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

教育職給料表(2)

職員等の区分	職務の級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		号 級	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
	1	214, 800	236, 600	338, 400	368, 300	456, 100
	2	217, 200	239, 000	340, 200	369, 800	457, 400
	3	219, 500	241, 400	342, 000	371, 400	458, 600
	4	221, 900	244, 000	343, 800	372, 800	459, 900
	5	224, 200	246, 400	345, 400	374, 200	461, 000
	6	226, 500	248, 900	347, 300	375, 500	462, 200
	7	228, 800	251, 300	349, 200	376, 900	463, 400
	8	231, 000	253, 900	351, 100	378, 300	464, 600
	9	233, 400	256, 500	352, 900	379, 700	465, 900
	10	235, 600	258, 100	354, 900	381, 000	467, 200
	11	237, 900	259, 800	356, 800	382, 300	468, 200
	12	240, 100	261, 500	358, 600	383, 600	469, 300
	13	242, 500	263, 200	360, 300	384, 800	470, 600
	14	244, 600	265, 000	362, 000	386, 100	471, 400
	15	246, 800	266, 400	363, 600	387, 300	472, 200
	16	248, 900	268, 000	365, 200	388, 500	473, 100
	17	251, 200	269, 400	366, 800	389, 600	474, 100
	18	253, 300	270, 700	368, 100	390, 800	474, 500
	19	255, 300	271, 900	369, 300	392, 000	475, 000
	20	257, 200	273, 100	370, 500	393, 100	475, 500
	21	258, 900	274, 500	371, 800	394, 200	476, 000
	22	260, 200	275, 700	373, 200	395, 400	
	23	261, 500	277, 000	374, 600	396, 600	
	24	262, 800	278, 400	376, 000	397, 700	
	25	264, 100	279, 700	377, 200	398, 800	
	26	265, 200	281, 600	378, 600	400, 000	
	27	266, 300	283, 300	379, 900	401, 100	
	28	267, 400	285, 100	381, 200	402, 300	
	29	268, 600	286, 800	382, 500	403, 400	
	30	269, 900	288, 900	383, 900	404, 600	
	31	271, 200	291, 200	385, 200	405, 800	
	32	272, 400	293, 400	386, 500	406, 900	
	33	273, 500	295, 600	387, 800	407, 900	
	34	274, 700	297, 900	389, 100	409, 100	
	35	275, 700	300, 100	390, 200	410, 300	
	36	276, 800	302, 200	391, 400	411, 500	
	37	278, 000	304, 200	392, 600	412, 700	
	38	278, 900	306, 100	393, 800	414, 000	
	39	280, 000	308, 000	395, 000	415, 200	
	40	281, 100	309, 900	396, 200	416, 400	
	41	282, 300	311, 700	397, 300	417, 500	
	42	283, 400	313, 600	398, 500	418, 800	
	43	284, 500	315, 400	399, 700	419, 800	
	44	285, 600	317, 200	400, 900	420, 900	
	45	286, 600	318, 900	402, 000	422, 200	
	46	287, 400	320, 700	403, 300	423, 400	
	47	288, 200	322, 400	404, 600	424, 600	
	48	289, 000	324, 100	405, 700	425, 800	
	49	289, 700	325, 700	406, 600	426, 900	
	50	290, 500	327, 400	407, 800	427, 900	
	51	291, 200	329, 200	408, 900	429, 300	
	52	291, 900	330, 900	410, 000	430, 500	
	53	292, 700	332, 300	410, 800	431, 700	

	54	293, 500	334, 200	411, 900	432, 800
	55	294, 100	336, 100	412, 900	433, 900
	56	294, 800	337, 800	413, 900	435, 000
	57	295, 600	339, 500	415, 000	436, 100
	58	296, 400	341, 400	416, 100	437, 300
	59	297, 200	343, 200	417, 200	438, 500
	60	297, 800	344, 900	418, 300	439, 700
	61	298, 400	346, 600	419, 300	440, 300
	62	299, 100	348, 400	420, 400	441, 100
	63	299, 800	350, 200	421, 500	441, 800
	64	300, 300	351, 900	422, 600	442, 300
	65	301, 000	353, 600	423, 500	442, 600
	66	301, 700	354, 900	424, 400	443, 000
	67	302, 400	356, 300	425, 400	443, 400
	68	303, 000	357, 600	426, 400	443, 800
	69	303, 700	359, 100	427, 200	444, 100
	70	304, 400	360, 600	428, 100	444, 500
	71	305, 000	362, 100	428, 800	444, 800
	72	305, 700	363, 600	429, 600	445, 100
定年 前 再任 用 短時 間勤務 職員 以外の 職員等	73	306, 200	365, 000	430, 300	445, 400
	74	306, 800	366, 500	430, 900	445, 800
	75	307, 500	368, 000	431, 600	446, 100
	76	308, 100	369, 500	432, 300	446, 400
	77	308, 700	370, 900	432, 900	446, 600
	78	309, 300	372, 400	433, 600	446, 900
	79	309, 900	373, 900	434, 100	447, 200
	80	310, 500	375, 400	434, 800	447, 400
	81	311, 000	376, 800	435, 200	447, 600
	82	311, 500	378, 100	435, 600	
	83	312, 100	379, 400	435, 900	
	84	312, 700	380, 600	436, 200	
	85	313, 100	381, 900	436, 400	
	86	313, 600	383, 100	436, 700	
	87	314, 100	384, 200	437, 000	
	88	314, 600	385, 300	437, 200	
	89	315, 000	386, 400	437, 400	
	90	315, 500	387, 500	437, 700	
	91	315, 900	388, 600	438, 000	
	92	316, 400	389, 700	438, 200	
	93	316, 700	390, 800	438, 400	
	94	317, 200	391, 900	438, 700	
	95	317, 700	393, 000	439, 000	
	96	318, 100	394, 100	439, 200	
	97	318, 400	395, 100	439, 400	
	98	318, 800	396, 100	439, 700	
	99	319, 300	397, 000	440, 000	
	100	319, 700	397, 900	440, 200	
	101	320, 100	398, 700	440, 400	
	102	320, 400	399, 700	440, 700	
	103	320, 700	400, 700	441, 000	
	104	321, 000	401, 600	441, 200	
	105	321, 200	402, 400	441, 400	
	106	321, 600	403, 300		
	107	321, 800	404, 200		
	108	322, 000	405, 100		
	109	322, 200	405, 900		
	110	322, 400	406, 900		
	111	322, 700	407, 900		

	112	323, 000	408, 800			
	113	323, 200	409, 400			
	114	323, 400	410, 300			
	115	323, 600	411, 200			
	116	323, 900	412, 100			
	117	324, 200	412, 900			
	118	324, 500	413, 600			
	119	324, 800	414, 500			
	120	325, 100	415, 300			
	121	325, 200	415, 900			
	122	325, 400	416, 600			
	123	325, 700	417, 300			
	124	326, 000	417, 900			
	125	326, 200	418, 500			
	126		419, 200			
	127		419, 700			
	128		420, 300			
	129		421, 000			
	130		421, 600			
	131		422, 100			
	132		422, 600			
	133		422, 900			
	134		423, 200			
	135		423, 400			
	136		423, 700			
	137		424, 000			
	138		424, 300			
	139		424, 600			
	140		424, 900			
	141		425, 200			
	142		425, 500			
	143		425, 800			
	144		426, 100			
	145		426, 400			
	146		426, 700			
	147		427, 000			
	148		427, 200			
	149		427, 400			
	150		427, 700			
	151		428, 000			
	152		428, 200			
	153		428, 400			
	154		428, 700			
	155		429, 000			
	156		429, 200			
	157		429, 400			
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基 準 給 料 月 額				
		円	円	円	円	円
		242, 600	290, 900	319, 900	347, 700	433, 200

- 備考 (1) この表は、県立の中学校並びに市町村立の小学校、中学校及び義務教育学校に勤務する教育職員並びに人事委員会で定める者に適用する。  
(2) この表の適用を受ける職員等のうち、その職務の級が3級である職員等で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

教育職給料表(3)

職員 等の 区分	職務 の級 号 級	1 級	2 級	3 級	4 級
		給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
	1	円 279,700	円 360,500	円 415,400	円 483,700
	2	281,900	362,100	417,100	492,700
	3	284,000	363,700	418,400	501,500
	4	286,000	365,300	419,700	510,000
	5	287,800	366,800	420,900	518,600
	6	289,300	368,400	421,900	526,700
	7	290,800	370,000	422,900	534,300
	8	292,400	371,600	423,800	541,700
	9	294,200	373,000	424,700	548,700
	10	296,200	375,000	425,700	554,700
	11	298,300	377,000	426,800	559,400
	12	300,300	379,000	427,900	562,800
	13	302,300	380,800	429,000	566,300
	14	304,600	382,400	430,100	569,400
	15	306,700	384,100	431,100	572,400
	16	308,800	385,500	432,100	574,900
	17	310,800	386,800	433,200	577,100
	18	313,500	388,300	434,300	
	19	316,200	389,600	435,400	
	20	318,900	391,000	436,500	
	21	321,500	392,300	437,500	
	22	324,000	393,500	438,600	
	23	326,400	394,700	439,700	
	24	328,600	395,800	440,900	
	25	330,900	396,900	441,800	
	26	332,900	398,300	442,900	
	27	334,900	399,600	444,000	
	28	336,900	400,900	445,000	
	29	339,000	402,100	445,900	
	30	340,900	403,400	447,000	
	31	342,800	404,700	448,000	
	32	344,800	406,000	449,100	
	33	346,600	407,200	450,200	
	34	348,500	408,400	451,400	
	35	350,500	409,600	452,500	
	36	352,400	410,700	453,700	
	37	354,100	411,800	454,400	
	38	355,300	413,000	455,300	
	39	356,400	414,100	456,200	
	40	357,500	415,100	457,100	
	41	358,000	416,300	457,900	
	42	358,400	417,500	458,800	

	43	358,800	418,600	459,600	
	44	359,200	419,700	460,300	
	45	359,700	420,700	461,000	
	46	360,200	421,700	461,900	
	47	360,700	422,700	462,900	
	48	361,000	423,600	463,800	
	49	361,300	424,800	464,700	
	50	361,600	426,100	465,700	
	51	361,900	427,500	466,700	
	52	362,200	428,900	467,600	
	53	362,600	429,700	468,600	
	54	362,900	430,700	469,600	
	55	363,300	431,700	470,600	
	56	363,600	432,800	471,600	
	57	363,900	433,800	472,500	
	58	364,300	434,500	473,400	
	59	364,700	435,300	474,300	
	60	365,100	436,000	475,400	
定年 前	61	365,400	436,700	476,200	
再任 用	62	365,700	437,500	476,600	
短時 間	63	366,100	438,300	477,200	
勤務	64	366,400	438,900	477,800	
職員	65	366,700	439,500	478,400	
以外	66	367,100	439,900	479,100	
の職 員等	67	367,400	440,200	479,400	
	68	367,800	440,500	480,000	
	69	368,200	440,800	480,400	
	70	368,500	441,100	480,700	
	71	368,900	441,300	481,000	
	72	369,300	441,600	481,300	
	73	369,600	441,800	481,600	
	74	370,100	442,000		
	75	370,500	442,300		
	76	370,900	442,600		
	77	371,200	442,800		
	78	371,600	443,000		
	79	372,000	443,300		
	80	372,500	443,600		
	81	373,000	443,800		
	82	373,600	444,100		
	83	374,300	444,400		
	84	375,000	444,700		
	85	375,600	444,900		
	86	376,200	445,200		
	87	376,800	445,500		
	88	377,400	445,700		

	89	377, 900	445, 900		
	90	378, 300	446, 200		
	91	378, 600	446, 500		
	92	379, 000	446, 700		
	93	379, 400	446, 900		
	94	379, 800			
	95	380, 300			
	96	380, 700			
	97	381, 300			
	98	381, 800			
	99	382, 200			
	100	382, 700			
	101	383, 100			
	102	383, 600			
	103	383, 900			
	104	384, 200			
	105	384, 700			
	106	385, 100			
	107	385, 600			
	108	386, 100			
	109	386, 500			
	110	387, 000			
	111	387, 500			
	112	387, 900			
	113	388, 300			
	114	388, 700			
	115	389, 100			
	116	389, 500			
	117	389, 900			
	118	390, 300			
	119	390, 700			
	120	391, 100			
	121	391, 400			
	122	391, 800			
	123	392, 200			
	124	392, 500			
	125	392, 900			
	126	393, 400			
	127	394, 000			
	128	394, 400			
	129	394, 800			
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基 準 給 料 月 額			
		円	円	円	円
		303, 800	315, 300	338, 400	426, 900

備考 この表は、県立の大学に勤務する教育職員に適用する。

別表第5

## 研 究 職 給 料 表

職員等の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		号 級	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
			円	円	円	円
	1	197,700	249,900	344,900	395,400	468,300
	2	198,900	254,200	347,000	396,900	478,700
	3	200,100	257,100	349,000	398,300	488,500
	4	201,200	259,800	350,900	399,700	498,600
	5	202,300	262,500	352,700	401,100	508,700
	6	204,600	264,800	354,700	402,500	518,900
	7	206,700	266,300	356,700	403,900	527,800
	8	208,800	267,800	358,600	405,300	535,800
	9	211,100	269,300	360,400	406,700	543,700
	10	213,100	271,500	362,000	408,200	550,900
	11	215,100	273,600	363,600	409,700	556,400
	12	217,200	275,600	365,200	411,100	560,900
	13	219,300	277,400	366,800	412,500	564,000
	14	221,300	279,900	367,800	414,000	566,000
	15	223,200	282,300	368,800	415,600	
	16	225,000	284,600	369,800	417,100	
	17	226,800	286,800	370,900	418,600	
	18	228,700	289,200	372,100	420,200	
	19	230,500	291,700	373,300	421,800	
	20	232,400	294,100	374,500	423,600	
	21	234,300	296,400	375,700	424,800	
	22	236,200	298,600	376,800	426,200	
	23	237,900	300,700	377,900	427,600	
	24	239,700	302,700	378,900	429,000	
	25	241,500	304,700	380,000	430,300	
	26	243,800	306,600	381,000	431,600	
	27	245,900	308,500	382,000	433,100	
	28	248,100	310,500	383,000	434,600	
	29	250,100	312,400	383,900	435,800	
	30	251,200	313,900	384,700	437,100	
	31	252,300	315,400	385,500	438,700	
	32	253,400	317,000	386,300	440,200	
	33	254,800	318,500	387,000	441,500	
	34	256,400	320,000	387,800	442,900	
	35	257,900	321,500	388,600	444,400	
	36	259,400	323,000	389,400	445,800	
	37	260,900	324,400	390,100	447,200	
	38	262,500	325,300	390,800	448,600	
	39	264,200	326,200	391,600	450,100	

	40	265,800	327,100	392,400	451,500	
	41	267,200	327,800	393,200	452,600	
	42	268,600	328,300	394,500	453,900	
	43	270,000	328,800	395,700	455,300	
	44	271,400	329,200	396,900	456,600	
	45	272,900	329,600	397,600	457,500	
	46	274,200	330,200	398,600	458,300	
	47	275,500	330,700	399,400	459,200	
	48	276,700	331,100	400,100	460,100	
	49	277,900	331,500	400,900	461,000	
	50	279,000	331,900	401,600	461,800	
	51	280,100	332,200	402,200	462,400	
	52	281,200	332,700	402,900	463,200	
	53	282,400	333,100	403,500	463,600	
	54	283,500	333,500	404,200	464,200	
定年前再用短時間勤務職員以外の職員等	55	284,500	333,900	405,000	464,700	
	56	285,500	334,200	405,800	465,200	
	57	286,500	334,600	406,400	465,700	
	58	287,200	334,900	407,200		
	59	287,700	335,300	407,900		
	60	288,300	335,700	408,600		
	61	288,900	336,100	409,200		
	62	289,500	336,600	409,900		
	63	290,100	337,200	410,700		
	64	290,700	337,700	411,400		
	65	291,300	338,100	412,000		
	66	291,800	338,700	412,600		
	67	292,400	339,200	413,200		
	68	292,900	339,800	413,900		
	69	293,500	340,300	414,700		
	70	294,200	340,800	415,200		
	71	294,800	341,400	415,800		
	72	295,400	342,000	416,400		
	73	296,000	342,500	416,900		
	74	296,700	343,200	417,500		
	75	297,300	343,900	418,100		
	76	298,000	344,600	418,600		
	77	298,600	345,200	419,100		
	78	299,300	345,800	419,600		
	79	300,000	346,500	420,100		
	80	300,500	347,300	420,800		
	81	301,100	348,000	421,200		
	82	301,800	348,700			
	83	302,500	349,300			
	84	303,100	349,900			

	85	303,600	350,400			
	86	304,200	350,900			
	87	304,900	351,300			
	88	305,500	351,700			
	89	306,000	352,000			
	90	306,600	352,500			
	91	307,400	352,900			
	92	308,000	353,300			
	93	308,600	353,600			
	94	309,200	353,900			
	95	309,800	354,300			
	96	310,400	354,700			
	97	310,700	355,200			
	98	311,200	355,700			
	99	311,800	356,200			
	100	312,300	356,700			
	101	312,700	357,200			
	102	313,100	357,700			
	103	313,500	358,100			
	104	313,900	358,600			
	105	314,300	359,100			
	106	314,700	359,500			
	107	315,100	360,000			
	108	315,400	360,400			
	109	315,600	360,900			
	110	316,000	361,300			
	111	316,300	361,700			
	112	316,500	362,100			
	113	316,800	362,600			
	114	317,100	363,000			
	115	317,400	363,400			
	116	317,700	363,800			
	117	317,900	364,300			
	118	318,200	364,700			
	119	318,400	365,100			
	120	318,700	365,500			
	121	319,000	365,900			
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員	基 給 料 月 額	基 給 料 月 額	基 給 料 月 額	基 給 料 月 額	基 給 料 月 額	
	円	円	円	円	円	円
	234,300	278,200	304,500	349,100	410,600	

備考 この表は、研究所等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員等で人事委員会で定めるものに適用する。

別表第6

## 医 療 職 給 料 表

医療職給料表(1)

職員等の区分	職務の級 号 級	1 級	2 級	3 級	4 級
		給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員等	1	円 305,600	円 415,600	円 470,300	円 566,200
	2	307,900	418,300	472,300	572,300
	3	310,200	420,900	474,200	577,400
	4	312,400	423,300	476,100	582,100
	5	314,500	425,600	477,500	586,400
	6	318,000	427,800	479,200	590,700
	7	321,500	429,800	481,000	594,100
	8	324,900	431,900	482,800	597,000
	9	328,300	434,000	484,600	599,500
	10	331,800	435,500	486,300	601,800
	11	335,200	437,000	488,100	
	12	338,600	438,500	489,900	
	13	342,000	439,900	491,700	
	14	345,500	441,300	493,400	
	15	348,900	442,800	495,200	
	16	352,300	444,200	497,000	
	17	355,700	445,500	498,800	
	18	358,800	447,000	500,700	
	19	362,000	448,400	502,600	
	20	365,200	449,800	504,500	
	21	368,500	451,100	506,400	
	22	371,600	452,600	508,100	
	23	374,700	454,000	509,900	
	24	377,700	455,400	511,700	
	25	380,800	456,800	513,300	
	26	383,100	458,200	515,100	
	27	385,400	459,500	516,900	
	28	387,600	460,900	518,400	
	29	389,500	462,300	519,800	
	30	391,200	463,600	521,500	
	31	392,900	465,000	523,300	
	32	394,700	466,400	525,000	
	33	396,400	467,700	526,500	
	34	398,200	469,100	527,800	
	35	399,800	470,400	529,100	
	36	401,100	471,800	530,400	
	37	402,500	473,200	531,400	
	38	403,900	474,900	532,700	
	39	405,300	476,500	534,000	
	40	406,700	478,000	535,300	
	41	408,200	479,600	536,300	
	42	408,900	480,800	537,100	
	43	409,500	481,900	537,900	
	44	410,100	483,000	538,700	
	45	410,900	484,000	539,600	
	46	411,500	484,900	540,400	
	47	412,100	485,800	541,200	
	48	412,600	486,600	541,900	

		413, 100	487, 300	542, 700	
	49	413, 500	488, 000	543, 500	
	50	414, 000	488, 700	544, 200	
	51	414, 400	489, 300	545, 100	
	52	414, 800	489, 900	546, 000	
	53	415, 100	490, 600	546, 800	
	54	415, 400	491, 200	547, 700	
	55	415, 800	491, 800	548, 600	
	56	416, 100	492, 100	549, 400	
	57	416, 500	492, 700	550, 200	
	58	416, 800	493, 300	551, 000	
	59	417, 200	494, 000	551, 700	
	60	417, 600	494, 400	552, 500	
	61	417, 900	495, 000	553, 400	
	62	418, 200	495, 700	554, 300	
	63	418, 500	496, 400	555, 200	
	64	418, 800	496, 800	556, 000	
	65		497, 400	556, 900	
	66		498, 000	557, 800	
	67		498, 500	558, 700	
	68		499, 000	559, 500	
	69		499, 500	560, 400	
	70		500, 000	561, 300	
	71		500, 500	562, 200	
	72		500, 900	563, 000	
	73		501, 400		
	74		501, 800		
	75		502, 200		
	76		502, 700		
	77		503, 300		
	78		503, 800		
	79		504, 200		
	80		504, 700		
	81		505, 300		
	82		505, 900		
	83		506, 400		
	84		506, 900		
	85				
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基 準 給 料 月 額			
		円	円	円	円
		312, 900	356, 500	412, 800	488, 500

備考 この表は、社会福祉施設等で人事委員会の指定するものに勤務する医師及び歯科医師に適用する。

医療職給料表(2)

職員等の区分	職務の級 号 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額						
		円	円	円	円	円	円	円
	1	202,700	242,900	279,300	298,500	332,100	378,900	434,800
	2	204,900	244,200	280,100	299,300	333,500	380,600	436,700
	3	207,000	245,500	280,800	300,000	334,900	382,300	438,800
	4	209,100	246,900	281,600	300,700	336,400	383,900	440,600
	5	211,200	248,100	282,400	301,400	337,800	385,400	442,400
	6	213,200	249,200	283,200	302,200	339,400	387,000	444,000
	7	215,300	250,200	284,000	302,900	340,900	388,700	445,700
	8	217,200	251,100	284,800	303,600	342,500	390,300	447,200
	9	219,100	252,100	285,500	304,400	343,900	391,900	448,700
	10	221,000	253,200	286,300	305,100	345,500	393,900	450,100
	11	223,000	254,400	287,100	305,900	347,000	396,000	451,400
	12	225,200	255,400	287,900	306,500	348,600	398,000	452,700
	13	226,900	256,800	288,700	307,200	350,000	399,400	454,100
	14	229,000	258,000	289,500	308,300	351,600	401,100	455,300
	15	231,200	259,000	290,300	309,400	353,100	402,900	456,500
	16	233,300	260,600	291,100	310,600	354,700	404,600	457,600
	17	235,500	262,100	291,900	311,700	356,200	406,400	458,800
	18	237,100	263,500	292,700	312,900	357,800	407,900	459,900
	19	238,600	264,700	293,500	314,100	359,400	409,400	461,100
	20	239,700	265,800	294,200	315,300	360,900	410,900	462,400
	21	240,800	266,900	295,000	316,500	362,300	412,200	463,500
	22	241,700	267,800	295,900	317,700	363,800	413,500	464,300
	23	242,600	268,700	296,800	318,900	365,300	414,800	464,700
	24	243,600	269,500	297,600	320,100	366,800	416,000	465,400
	25	244,500	270,300	298,300	321,300	368,400	417,100	465,900
	26	245,400	271,100	299,200	322,500	369,900	418,200	466,300
	27	246,300	271,900	300,100	323,600	371,400	419,400	466,700
	28	247,200	272,700	300,800	324,800	372,800	420,500	467,100
	29	248,100	273,500	301,600	326,100	374,200	421,300	467,500
	30	249,000	274,300	302,700	327,300	375,800	422,100	467,900
	31	249,900	275,100	303,600	328,500	377,300	422,900	468,300
	32	250,800	275,900	304,600	329,700	378,900	423,700	468,600
	33	251,500	276,700	305,600	330,900	380,100	424,100	468,900
	34	252,100	277,500	306,700	332,000	381,200	424,700	469,200
	35	252,800	278,200	307,800	333,200	382,400	425,200	469,500
	36	253,500	279,000	308,700	334,400	383,500	425,600	469,800

	37	254, 200	279, 900	309, 700	335, 600	384, 500	426, 000	470, 100
	38	254, 800	280, 700	310, 700	336, 900	385, 300	426, 200	
	39	255, 400	281, 500	311, 700	338, 200	386, 300	426, 500	
	40	256, 100	282, 200	312, 700	339, 400	387, 400	426, 800	
	41	256, 700	282, 900	313, 700	340, 300	388, 400	427, 100	
	42	257, 300	283, 700	314, 900	341, 600	389, 400	427, 400	
	43	257, 900	284, 500	316, 000	342, 800	390, 400	427, 700	
	44	258, 400	285, 300	317, 100	344, 000	391, 300	428, 000	
	45	258, 800	286, 000	318, 200	344, 900	392, 100	428, 300	
	46	259, 400	286, 800	319, 300	345, 900	392, 900	428, 600	
	47	259, 800	287, 600	320, 400	346, 900	393, 800	428, 900	
	48	260, 200	288, 300	321, 400	347, 900	394, 700	429, 200	
	49	260, 600	289, 000	322, 500	348, 800	395, 200	429, 400	
	50	261, 100	289, 700	323, 600	349, 700	396, 000	429, 600	
定年前 再任用 短時間勤務職員以外の職員等	51	261, 700	290, 400	324, 700	350, 700	396, 800	429, 900	
	52	262, 200	291, 100	325, 800	351, 600	397, 600	430, 200	
	53	262, 500	291, 800	326, 800	352, 100	398, 000	430, 400	
	54	262, 800	292, 400	327, 800	353, 000	398, 700		
	55	263, 100	293, 100	328, 800	353, 800	399, 400		
	56	263, 400	293, 700	329, 800	354, 700	400, 000		
	57	263, 700	294, 400	330, 800	355, 400	400, 400		
	58	264, 000	295, 100	331, 800	355, 700	401, 000		
	59	264, 300	295, 800	332, 800	356, 200	401, 600		
	60	264, 600	296, 400	333, 700	356, 800	402, 200		
	61	264, 900	297, 000	334, 600	357, 400	402, 600		
	62	265, 200	297, 600	335, 400	358, 100	403, 100		
	63	265, 500	298, 300	336, 100	358, 800	403, 600		
	64	265, 800	298, 900	336, 700	359, 400	404, 100		
	65	266, 100	299, 400	337, 300	360, 100	404, 700		
	66	266, 400	300, 000	338, 000	360, 600	405, 200		
	67	266, 700	300, 700	338, 600	361, 200	405, 800		
	68	267, 000	301, 300	339, 200	361, 800	406, 400		
	69	267, 300	301, 900	339, 800	362, 100	406, 900		
	70	267, 600	302, 600	340, 000	362, 600	407, 400		
	71	268, 000	303, 200	340, 400	363, 100	407, 900		
	72	268, 200	303, 800	341, 000	363, 600	408, 300		
	73	268, 400	304, 400	341, 600	364, 100	408, 600		
	74	268, 700	304, 900	342, 100	364, 600	409, 100		
	75	269, 000	305, 300	342, 600	365, 100	409, 500		
	76	269, 200	305, 700	343, 000	365, 500	409, 900		
	77	269, 400	306, 000	343, 600	365, 800	410, 300		

	78	269,700	306,300	344,100	366,100		
	79	270,000	306,500	344,500	366,300		
	80	270,200	306,800	345,000	366,600		
	81	270,400	307,100	345,500	367,100		
	82	270,700	307,400	345,800	367,400		
	83	271,000	307,700	346,000	367,700		
	84	271,200	308,000	346,300	368,000		
	85	271,400	308,200	346,700	368,400		
	86		308,400	347,100	368,700		
	87		308,600	347,500	369,000		
	88		308,800	347,800	369,300		
	89		309,200	348,100	369,700		
	90		309,400	348,300	370,000		
	91		309,600	348,700	370,300		
	92		309,800	349,000	370,600		
	93		310,200	349,200	370,900		
	94		310,400	349,500	371,300		
	95		310,600	349,800	371,700		
	96		310,900	350,000	372,100		
	97		311,200	350,200	372,600		
	98		311,400	350,500	373,000		
	99		311,600	350,800	373,400		
	100		311,900	351,000	373,800		
	101		312,200	351,100	374,300		
	102		312,400	351,400			
	103		312,600	351,800			
	104		312,900	352,000			
	105		313,200	352,200			
	106			352,500			
	107			352,900			
	108			353,300			
	109			353,500			
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基 準 給料月額					
		円	円	円	円	円	円
		204,800	231,900	261,800	276,100	303,100	346,000
							390,200

備考 この表は、社会福祉施設、総合支庁等で人事委員会の指定するものに勤務する薬剤師、獣医師、栄養士、診療放射線技師及び保育士並びにその他の医療技術職員で人事委員会で定めるものに適用する。

医療職給料表(3)

職員等の区分	職務の級 号 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1	223,600	257,400	299,100	312,700	336,700	380,000
	2	225,500	259,600	299,600	313,300	337,700	381,800
	3	227,300	261,800	300,100	313,800	338,700	383,500
	4	229,000	264,100	300,600	314,300	339,600	385,200
	5	230,700	266,300	301,000	314,800	340,600	387,000
	6	232,600	267,400	301,500	315,300	341,900	389,000
	7	234,500	268,200	302,000	315,900	343,100	391,100
	8	236,200	269,300	302,500	316,300	344,300	393,200
	9	238,000	270,300	302,900	316,800	345,200	394,900
	10	240,100	271,400	303,400	317,300	346,400	397,000
	11	242,000	272,500	303,900	317,900	347,500	399,200
	12	244,100	273,800	304,400	318,400	348,700	401,200
	13	246,100	274,800	304,800	318,800	349,700	403,100
	14	248,100	275,500	305,300	319,500	350,800	404,700
	15	250,300	276,200	305,700	320,200	351,900	406,600
	16	252,300	277,100	306,200	320,800	353,000	408,400
	17	254,500	278,300	306,700	321,400	354,100	410,200
	18	256,600	279,400	307,200	322,300	355,300	411,900
	19	258,700	280,500	307,700	323,200	356,400	413,900
	20	260,800	281,600	308,100	324,100	357,500	415,700
	21	262,900	282,700	308,600	324,900	358,600	417,400
	22	264,700	283,700	309,000	325,800	359,800	419,100
	23	265,900	284,600	309,500	326,700	360,900	420,900
	24	267,000	285,700	309,900	327,500	362,100	422,700
	25	268,100	286,500	310,400	328,300	363,200	424,400
	26	269,000	287,400	311,000	329,100	364,500	426,100
	27	269,900	288,300	311,700	330,000	365,800	428,000
	28	270,800	289,200	312,400	330,900	367,100	429,800
	29	271,700	290,300	313,100	331,700	368,400	431,300
	30	272,500	291,000	313,900	332,800	369,900	432,900
	31	273,200	291,700	314,600	333,900	371,400	434,400
	32	273,900	292,400	315,400	335,000	372,900	435,800
	33	274,700	293,000	316,100	336,100	374,100	437,000
	34	275,500	293,600	316,900	337,100	375,600	438,100
	35	276,100	294,100	317,600	338,200	377,100	439,200
	36	276,600	294,500	318,300	339,300	378,500	440,500
	37	277,200	294,900	319,100	340,400	380,000	441,800
	38	277,900	295,500	319,900	341,600	381,000	442,900
	39	278,600	296,000	320,700	342,700	382,400	444,100
	40	279,400	296,500	321,500	343,800	383,700	445,300
	41	280,100	296,900	322,100	344,600	385,000	446,600
	42	280,700	297,400	323,000	345,700	386,400	447,600
	43	281,400	297,800	324,000	346,800	387,700	448,700
	44	282,000	298,300	324,900	347,900	389,100	449,800
	45	282,800	298,800	325,800	348,800	390,600	450,900
	46	283,500	299,200	326,800	349,700	391,800	451,400
	47	284,200	299,700	327,800	350,700	393,000	451,900
	48	284,800	300,100	328,700	351,700	394,200	452,300
	49	285,400	300,600	329,600	353,000	395,300	452,900
	50	285,900	301,000	330,600	354,300	396,200	453,400
	51	286,300	301,500	331,600	355,500	397,200	453,800
	52	286,700	302,100	332,600	356,700	398,100	454,300
	53	287,000	302,500	333,400	357,600	398,700	454,800
	54	287,500	302,900	334,400	358,800	399,500	455,200
	55	287,900	303,400	335,400	360,000	400,300	455,500

	56	288,300	303,800	336,300	361,300	401,200	455,800
	57	288,700	304,300	337,200	362,300	401,800	456,200
	58	289,100	305,000	338,100	363,200	402,500	
	59	289,400	305,700	339,100	364,300	403,300	
	60	289,800	306,400	340,000	365,500	403,900	
	61	290,200	307,100	340,900	366,600	404,500	
	62	290,600	308,100	342,100	367,900	405,200	
	63	291,000	309,000	343,300	369,100	405,900	
	64	291,300	309,700	344,500	370,100	406,500	
	65	291,600	310,400	345,200	371,100	407,200	
	66	292,000	311,300	346,400	372,100	407,700	
	67	292,400	312,100	347,500	373,200	408,300	
	68	292,700	312,900	348,400	374,300	408,800	
	69	293,100	313,700	349,500	375,100	409,200	
	70	293,600	314,600	350,200	376,300	409,800	
	71	294,000	315,500	351,300	377,400	410,300	
	72	294,300	316,300	352,500	378,500	410,600	
	73	294,700	317,200	353,600	379,200	410,900	
	74	295,200	318,100	354,800	380,000	411,400	
	75	295,800	319,000	355,900	380,800	411,800	
	76	296,300	319,900	357,000	381,500	412,100	
定	77	296,800	320,700	358,100	382,000	412,400	
年	78	297,300	321,600	359,300	382,500	412,900	
前	79	297,900	322,600	360,300	383,100	413,400	
再	80	298,300	323,500	361,400	383,600	413,800	
任	81	298,800	324,000	362,300	384,200	414,100	
用	82	299,200	324,900	363,300	384,700	414,500	
短	83	299,700	325,800	364,200	385,200	415,000	
時	84	300,200	326,600	365,200	385,700	415,400	
間	85	300,600	327,400	366,200	386,100	415,800	
勤	86	301,000	328,400	367,000	386,500		
務	87	301,500	329,400	367,800	387,100		
職	88	302,000	330,400	368,600	387,700		
員	89	302,500	331,300	369,100	388,000		
以	90	303,000	332,300	369,700	388,500		
外	91	303,500	333,300	370,400	388,900		
の	92	304,000	334,400	371,000	389,200		
職	93	304,500	335,200	371,400	389,800		
員	94	304,900	335,900	371,800	390,300		
等	95	305,400	336,600	372,300	390,800		
	96	306,000	337,200	372,700	391,300		
	97	306,700	337,700	373,200	391,900		
	98	307,200	338,000	373,600	392,400		
	99	307,700	338,500	374,100	392,900		
	100	308,200	339,100	374,500	393,300		
	101	308,600	339,500	374,900	393,900		
	102	309,100	340,000	375,400	394,400		
	103	309,500	340,600	375,700	394,900		
	104	309,900	341,200	376,000	395,400		
	105	310,300	341,600	376,500	396,000		
	106	310,700	342,100	377,000	396,500		
	107	311,100	342,600	377,500	397,000		
	108	311,400	343,100	378,000	397,500		
	109	311,600	343,500	378,500	398,100		
	110	311,900	343,800	379,000			
	111	312,100	344,100	379,500			
	112	312,500	344,400	379,900			
	113	312,700	344,700	380,300			
	114	312,900	345,100	380,700			
	115	313,300	345,500	381,200			
	116	313,500	345,800	381,700			
	117	313,800	345,900	382,100			

	118	314,000	346,200	382,600			
	119	314,300	346,500	383,100			
	120	314,600	346,700	383,600			
	121	314,900	346,900	383,900			
	122	315,200	347,200				
	123	315,500	347,500				
	124	315,800	347,800				
	125	316,000	348,000				
	126	316,200	348,300				
	127	316,500	348,700				
	128	316,900	348,900				
	129	317,100	349,000				
	130	317,400	349,300				
	131	317,800	349,600				
	132	318,200	349,900				
	133	318,300	350,200				
	134	318,600	350,600				
	135	319,000	351,000				
	136	319,300	351,400				
	137	319,500	351,700				
	138	319,800	352,100				
	139	320,100	352,500				
	140	320,400	352,900				
	141	320,600	353,200				
	142	320,900	353,600				
	143	321,300	353,900				
	144	321,600	354,300				
	145	321,700	354,600				
	146	322,000	355,000				
	147	322,300	355,400				
	148	322,600	355,800				
	149	322,900	356,100				
	150	323,100	356,500				
	151	323,400	356,900				
	152	323,700	357,300				
	153	324,100	357,600				
	154	324,300					
	155	324,500					
	156	324,800					
	157	325,100					
	158	325,400					
	159	325,700					
	160	326,000					
	161	326,400					
	162	326,700					
	163	327,000					
	164	327,300					
	165	327,700					
	166	328,000					
	167	328,300					
	168	328,600					
	169	329,000					
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基 準 給料月額					
		円	円	円	円	円	円
		253,200	274,500	282,200	293,200	310,500	349,700

備考 この表は、社会福祉施設、総合支庁等で人事委員会の指定するものに勤務する保健師、助産師、看護師及び准看護師に適用する。

第2条 山形県職員等の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第20条第2項中「、6月に支給する場合には100分の125、12月に支給する場合には100分の127.5を乗じて得た額」を「100分の126.25」に、「6月に支給する場合には100分の105、12月に支給する場合には100分の107.5」を「100分の106.25」に、「額」を「額」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の126.25」とあるのは「100分の71.25」と、「100分の106.25」とあるのは「100分の61.25」とする。

第21条第2項第1号中「、6月に支給する場合には100分の105」を「100分の106.25」に、「100分の125)、12月に支給する場合には100分の107.5(特定幹部職員にあつては、100分の127.5)を「100分の126.25」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合には100分の50」を「100分の51.25」に、「100分の60)、12月に支給する場合には100分の52.5(特定幹部職員にあつては、100分の62.5)を「100分の61.25」に改める。

別表第1中	362,000	を	362,000	403,900	416,500	に改
	362,400		362,400	404,300	416,800	
	362,800		362,800	404,600	417,000	
	363,000		363,000	404,900	417,200	
	363,400		363,400	405,300	417,500	
	363,800		363,800	405,600	417,800	
	364,200		364,200	405,900	418,000	
	364,300		364,300	406,200	418,200	

める。

別表第2中	405,800	を	405,800	440,600	に改める。
	406,400		406,400	440,900	
	407,000		407,000	441,200	
	407,300		407,300	441,400	
	407,800		407,800	441,700	
	408,400		408,400	442,000	
	408,900		408,900	442,300	
	409,300		409,300	442,500	

別表第5中	348,700	を	348,700	421,700	に改める。
	349,300		349,300	422,200	
	349,900		349,900	422,700	
	350,400		350,400	423,100	
	350,900		350,900	423,600	

351, 300		351, 300	424, 100
351, 700		351, 700	424, 500
352, 000		352, 000	424, 900

別表第6 医療職給料表(2)の項の表中

366, 100	
366, 300	
366, 600	
367, 100	
367, 400	
367, 700	
368, 000	
368, 400	

を

366, 100	410, 700
366, 300	411, 000
366, 600	411, 300
367, 100	411, 600
367, 400	411, 900
367, 700	412, 200
368, 000	412, 500
368, 400	412, 800

に、同別表医療職給料表(3)の項の表中

386, 500	
387, 100	
387, 700	
388, 000	
388, 500	
388, 900	
389, 200	
389, 800	

を

386, 500	416, 300
387, 100	416, 700
387, 700	417, 100
388, 000	417, 500
388, 500	418, 000
388, 900	418, 400
389, 200	418, 800
389, 800	419, 200

に改める。

(山形県企業局職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

第3条 山形県企業局職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和41年12月県条例第62号）の一部を次のように改正する。

第8条に次の1号を加える。

(4) 通勤のため自動車等の駐車のための施設等（管理者が定めるものに限る。）を利用してその利用に係る料金を負担することを常例とする職員（管理者が定める職員を除く。）

（山形県病院事業局職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正）

第4条 山形県病院事業局職員の給与の種類及び基準を定める条例（平成14年12月県条例第65号）の一部を次のように改正する。

第10条に次の1号を加える。

(4) 通勤のため自動車等の駐車のための施設等（管理者が定めるものに限る。）を利用してその利用に係る料金を負担することを常例とする職員（管理者が定める職員を除く。）

（一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

第5条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成16年3月県条例第6号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項の表を次のように改める。

号給	給料月額
1	円 412,000
2	463,000
3	517,000
4	584,000
5	666,000
6	778,000
7	908,000

第5条第2項中「100分の95」を「100分の95」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の97.5」に、「100分の77.5」を「100分の77.5」と、「100分の107.5」とあるのは「100分の80」に改める。

第6条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の125」を「100分の126.25」に、「100分の95」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の97.5」を「100分の96.25」に、「100分の105」を「100分の106.25」に、「100分の77.5」と「100分の107.5」とあるのは「100分の80」を「100分の78.75」に改める。

（一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正）

第7条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成16年3月県条例第7号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項の表を次のように改める。

号給	給料月額

	円
1	435,000
2	499,000
3	565,000
4	635,000
5	759,000
6	866,000

第5条第2項の表を次のように改める。

号給	給料月額
	円
1	364,000
2	402,000
3	431,000

第6条第2項中「100分の172.5」を「100分の172.5」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の177.5」に改める。

第8条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の125」を「100分の126.25」に、「100分の172.5」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の177.5」を「100分の175」に改める。

#### 附 則

##### (施行期日等)

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条の規定（山形県職員等の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第12条の6の改正規定に限る。）並びに第2条から第4条まで、第6条及び第8条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 第1条の規定（給与条例第12条の6の改正規定を除く。附則第4項において同じ。）による改正後の給与条例（同項及び附則第5項において「改正後の給与条例」という。）の規定、第5条の規定による改正後の一般職の任期付職員の採用等に関する条例（附則第4項において「改正後の任期付職員条例」という。）の規定及び第7条の規定による改正後の一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（同項において「改正後の任期付研究員条例」という。）の規定は、令和7年4月1日（次項及び附則第5項において「適用日」という。）から適用する。  
(適用日前の異動者の号給の調整)
  - 適用日前に職務の級を異にして異動した職員等（給与条例第1条に規定する職員等をいう。以下この項及び附則第5項において同じ。）及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員等の適用日における号給については、その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
  - (給与の内扱)
    - 改正後の給与条例、改正後の任期付職員条例又は改正後の任期付研究員条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の給与条例、第5条の規定による改正前の一般職の任期付職員の採用等に関する条例又は第7条の規定による改正前の一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例、改正後の任期付職員の採用等に関する条例又は改正前の一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給される。

付職員条例又は改正後の任期付研究員条例の規定による給与の内払とみなす。

(特地勤務手当に準ずる手当に関する経過措置)

5 改正後の給与条例第13条の3第4項の規定は、適用日前に新たに給料表の適用を受ける職員等となった者にも適用する。

(委任)

6 前3項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

#### 提 案 理 由

令和7年10月8日付け山形県人事委員会の勧告等に鑑み、職員等の給料月額等を改定する等のため提案するものである。

山形県職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例（案）新旧対照表

第1条関係（山形県職員等の給与に関する条例の一部改正）

現 行	改 正 案
(初任給調整手当)	(初任給調整手当)
第9条の2 初任給調整手当は、次の各号に掲げる職に新たに採用された職員等に当該各号に定める額を超えない範囲内の額を、第1号及び第2号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から35年以内、第3号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から15年以内、第4号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から5年以内の期間、採用の日（第1号及び第2号に掲げる職に係るものにあつては、採用後人事委員会規則で定める期間を経過した日）から1年を経過するごとにその額を減じて、支給する。	第9条の2 初任給調整手当は、次の各号に掲げる職に新たに採用された職員等に当該各号に定める額を超えない範囲内の額を、第1号及び第2号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から35年以内、第3号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から15年以内、第4号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から5年以内の期間、採用の日（第1号及び第2号に掲げる職に係るものにあつては、採用後人事委員会規則で定める期間を経過した日）から1年を経過するごとにその額を減じて、支給する。
(1) 医療職給料表(1)の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会規則で定めるものの月額 <u>416,600円</u>	(1) 医療職給料表(1)の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会規則で定めるものの月額 <u>417,600円</u>
(2) 医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職（前号に掲げる職を除く。）で人事委員会規則で定めるもの月額 <u>51,600円</u>	(2) 医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職（前号に掲げる職を除く。）で人事委員会規則で定めるもの月額 <u>52,100円</u>
(3)及び(4) 一略一	(3)及び(4) 一略一
2及び3 一略一 (通勤手当)	2及び3 一略一 (通勤手当)
第12条の6 通勤手当は、次に掲げる職員等に支給する。	第12条の6 通勤手当は、次に掲げる職員等に支給する。
(1)～(3) 一略一	(1)～(3) 一略一
2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 一略一 (2) 前項第2号に掲げる職員等 支給単位期間につき、2,000円以上 <u>53,000円</u> を超えない範囲内で人事委員会規則で定める区分に応じた額（定年前再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して人事委員会規則で定める職員等にあつては、その	2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 一略一 (2) 前項第2号に掲げる職員等 支給単位期間につき、2,000円以上 <u>66,400円</u> を超えない範囲内で人事委員会規則で定める区分に応じた額（定年前再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して人事委員会規則で定める職員等にあつては、その

額から、その額に人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)

(3) 一略ー

3 及び 4 一略ー

5 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）、第2項第2号に定める額及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額）の合計額が150,000円を超える職員等の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、当該職員等の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、150,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

6 及び 7 一略ー

8 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として人事委員会規則で定める期間（自動車等に係る通勤手当にあつては、1箇月）をいう。

9 一略ー

第13条の3 一略ー

2 及び 3 一略ー

4 県企業職員その他人事委員会規則で定める者であつた者から引き続き給料表の適用を受ける職員及び警察職員となつて特地公署等に在勤することとなつたことに伴つて住居を移転した職員及び警察職員（任用の事情等を考慮して人事委員会規則で定める職員及び警察職員に限る。）、新たに特地公署等に該当することとなつた公署に在勤する職員及び警察職員でその特地公署等に該当することとなつた日前3年以内に当該特地公署等に異動し、当該異動に伴つて住居を移転したものその他、第1項の規定による特地勤務手当に準ずる手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員及び警察職員には、人事委員会規則の定めるところにより、前3項の規定に準じて、特地勤務手当に準ずる手

額から、その額に人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)

(3) 一略ー

(4) 前項第4号に掲げる職員等 支給単位期間につき、5,000円を超えない範囲内で人事委員会規則で定める額（第5項において「駐車施設等料金相当額」という。）

3 及び 4 一略ー

5 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）、第2項第2号に定める額、駐車施設等料金相当額及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額）の合計額が150,000円を超える職員等の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、当該職員等の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、150,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

6 及び 7 一略ー

8 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として人事委員会規則で定める期間（自動車等及び駐車施設等に係る通勤手当にあつては、1箇月）をいう。

9 一略ー

第13条の3 一略ー

2 及び 3 一略ー

4 新たに給料表の適用を受ける職員及び警察職員となつて特地公署等に在勤することとなつたことに伴つて住居を移転した職員及び警察職員、新たに特地公署等に該当することとなつた公署に在勤する職員及び警察職員でその特地公署等に該当することとなつた日前3年以内に当該特地公署等に異動し、当該異動に伴つて住居を移転したものその他、第1項の規定による特地勤務手当に準ずる手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員及び警察職員には、人事委員会規則の定めるところにより、前3項の規定に準じて、特地勤務手当に準ずる手当を支給する。

当を支給する。

(宿日直手当)

第19条 宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた職員等には、その勤務1回につき、4,400円（入院患者の病状の急変等に対処するための医師又は歯科医師にあつては21,000円、人事委員会規則で定める者にあつては7,400円）を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額を宿日直手当として支給する。

2 一略ー

(期末手当)

第20条 一略ー

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の125（行政職給料表の適用を受ける職員等でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員等でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員等のうち、人事委員会規則で定める職員等を除く。第21条第2項において「特定幹部職員」という。）にあつては、100分の105）を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) 一略ー

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の70」と、「100分の105」とあるのは「100分の60」とする。

4～6 一略ー

(勤勉手当)

第21条 一略ー

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会の定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員等の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員等のうち定年前再任用短時間

(宿日直手当)

第19条 宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた職員等には、その勤務1回につき、4,700円（入院患者の病状の急変等に対処するための医師又は歯科医師にあつては22,500円、人事委員会規則で定める者にあつては7,700円）を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額を宿日直手当として支給する。

2 一略ー

(期末手当)

第20条 一略ー

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の125、12月に支給する場合には100分の127.5を乗じて得た額（行政職給料表の適用を受ける職員等でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員等でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員等のうち、人事委員会規則で定める職員等を除く。第21条第2項において「特定幹部職員」という。）にあつては、6月に支給する場合には100分の105、12月に支給する場合には100分の107.5を乗じて得た額）に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) 一略ー

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の70」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」と、「100分の105」とあるのは「100分の60」と、「100分の107.5」とあるのは、「100分の62.5」とする。

4～6 一略ー

(勤勉手当)

第21条 一略ー

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会の定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員等の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員等のうち定年前再任用短時間

勤務職員以外の職員等　当該職員等の勤勉手当基礎額に当該職員等がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員等にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の105（特定幹部職員にあつては、100分の125）を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員等のうち定年前再任用短時間勤務職員　当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の50（特定幹部職員にあつては、100分の60）を乗じて得た額の総額

3～5　一略一

勤務職員以外の職員等　当該職員等の勤勉手当基礎額に当該職員等がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員等にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、6月に支給する場合には100分の105（特定幹部職員にあつては、100分の125）、12月に支給する場合には100分の107.5（特定幹部職員にあつては、100分の127.5）を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員等のうち定年前再任用短時間勤務職員　当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の50（特定幹部職員にあつては、100分の60）、12月に支給する場合には100分の52.5（特定幹部職員にあつては、100分の62.5）を乗じて得た額の総額

3～5　一略一

## 第2条関係（山形県職員等の給与に関する条例の一部改正）

現 行	改 正 案
(期末手当)	(期末手当)
第20条 一略ー	第20条 一略ー
2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、 <u>6月に支給する場合には100分の125</u> 、 <u>12月に支給する場合には100分の127.5を乗じて得た額</u> （行政職給料表の適用を受ける職員等でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員等でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員等のうち、人事委員会規則で定める職員等を除く。第21条第2項において「特定幹部職員」という。）にあつては、 <u>6月に支給する場合には100分の105</u> 、 <u>12月に支給する場合には100分の107.5を乗じて得た額</u> ）に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。	2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の126.25</u> （行政職給料表の適用を受ける職員等でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員等でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員等のうち、人事委員会規則で定める職員等を除く。第21条第2項において「特定幹部職員」という。）にあつては、 <u>100分の106.25</u> ）を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。
(1)～(4) 一略ー	(1)～(4) 一略ー
3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の70」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」と、「100分の105」とあるのは「100分の60」と、「100分の107.5」とあるのは、「100分の62.5」とする。	3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の126.25」とあるのは「100分の71.25」と、「100分の106.25」とあるのは「100分の61.25」とする。
4～6 一略ー (勤勉手当)	4～6 一略ー (勤勉手当)
第21条 一略ー	第21条 一略ー
2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会の定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員等の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の職員等のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員等 当該職員等の勤勉手当基礎額に当該職員等がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員等にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、 <u>6月に支給する場合には100分の105</u> （特定幹部職員にあつては、 <u>100</u>	2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会の定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員等の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の職員等のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員等 当該職員等の勤勉手当基礎額に当該職員等がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員等にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に <u>100分の106.25</u> （特定幹部職員にあつては、 <u>100分の126.25</u> ）を乗じて得た

<p><u>分の125)、12月に支給する場合には100分の 107.5（特定幹部職員にあつては、100分の 127.5）を乗じて得た額の総額</u></p> <p>(2) 前項の職員等のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の50</u>（特定幹部職員にあつては、<u>100分の60</u>)、<u>12月に支給する場合には100分の52.5</u>（特定幹部職員にあつては、<u>100分の62.5</u>)を乗じて得た額の総額</p>	<p>額の総額</p> <p>(2) 前項の職員等のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の51.25</u>（特定幹部職員にあつては、<u>100分の61.25</u>)を乗じて得た額の総額</p>
<p>3～5　－略－</p>	<p>3～5　－略－</p>

第3条関係（山形県企業局職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正）

現 行	改 正 案
(通勤手当) 第8条 通勤手当は、次の各号に掲げる職員に対して支給する。 (1)～(3) 一略一	(通勤手当) 第8条 通勤手当は、次の各号に掲げる職員に対して支給する。 (1)～(3) 一略一 <u>(4) 通勤のため自動車等の駐車のための施設等（管理者が定めるものに限る。）を利用してその利用に係る料金を負担することを常例とする職員（管理者が定める職員を除く。）</u>

第4条関係（山形県病院事業局職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正）

現 行	改 正 案
(通勤手当) 第10条 通勤手当は、次に掲げる職員に対して支給する。 (1)～(3) 一略一	(通勤手当) 第10条 通勤手当は、次に掲げる職員に対して支給する。 (1)～(3) 一略一 <u>(4) 通勤のため自動車等の駐車のための施設等（管理者が定めるものに限る。）を利用してその利用に係る料金を負担することを常例とする職員（管理者が定める職員を除く。）</u>

第5条関係（一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

現 行	改 正 案																																				
(給与に関する特例等) 第4条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員等（企業職員を除く。以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。	(給与に関する特例等) 第4条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員等（企業職員を除く。以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。																																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>号給</th> <th>給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>398,000</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>446,000</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>499,000</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>563,000</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>643,000</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>751,000</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>877,000</td> </tr> </tbody> </table>	号給	給料月額		円	1	398,000	2	446,000	3	499,000	4	563,000	5	643,000	6	751,000	7	877,000	<table border="1"> <thead> <tr> <th>号給</th> <th>給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>412,000</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>463,000</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>517,000</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>584,000</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>666,000</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>778,000</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>908,000</td> </tr> </tbody> </table>	号給	給料月額		円	1	412,000	2	463,000	3	517,000	4	584,000	5	666,000	6	778,000	7	908,000
号給	給料月額																																				
	円																																				
1	398,000																																				
2	446,000																																				
3	499,000																																				
4	563,000																																				
5	643,000																																				
6	751,000																																				
7	877,000																																				
号給	給料月額																																				
	円																																				
1	412,000																																				
2	463,000																																				
3	517,000																																				
4	584,000																																				
5	666,000																																				
6	778,000																																				
7	908,000																																				
2～4 一略一	2～4 一略一																																				
第5条 一略一	第5条 一略一																																				
2 特定任期付職員に対する給与条例第10条第3項、第12条の3、第19条の2第1項及び第2項、第20条第2項、第21条第2項並びに第28条第1項の規定の適用については、給与条例第10条第	2 特定任期付職員に対する給与条例第10条第3項、第12条の3、第19条の2第1項及び第2項、第20条第2項、第21条第2項並びに第28条第1項の規定の適用については、給与条例第10条第																																				

3項中「第1項の規定により人事委員会で指定する職にある者」とあるのは「一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成16年3月県条例第6号。以下「任期付職員条例」という。）」第4条第1項の給料表の適用を受ける職員等（以下「特定任期付職員」という。）」と、給与条例第12条の3中「医療職給料表(1)の適用を受ける職員等」とあるのは「特定任期付職員（医療業務に従事する者で人事委員会の定めるものに限る。）」と、給与条例第19条の2第1項中「第10条第1項に規定する管理又は監督の地位にある職員等の職のうち人事委員会規則で指定するものにある職員等（次項において「管理職員」という。）」とあるのは「特定任期付職員」と、「当該職員等」とあるのは「当該特定任期付職員」と、同条第2項中「管理職員が」とあるのは「特定任期付職員が」と、「当該管理職員」とあるのは「当該特定任期付職員」と、給与条例第20条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の95」と、給与条例第21条第2項第1号中「100分の105」とあるのは「100分の77.5」と、給与条例第28条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付職員条例第4条の規定」とする。

3項中「第1項の規定により人事委員会で指定する職にある者」とあるのは「一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成16年3月県条例第6号。以下「任期付職員条例」という。）」第4条第1項の給料表の適用を受ける職員等（以下「特定任期付職員」という。）」と、給与条例第12条の3中「医療職給料表(1)の適用を受ける職員等」とあるのは「特定任期付職員（医療業務に従事する者で人事委員会の定めるものに限る。）」と、給与条例第19条の2第1項中「第10条第1項に規定する管理又は監督の地位にある職員等の職のうち人事委員会規則で指定するものにある職員等（次項において「管理職員」という。）」とあるのは「特定任期付職員」と、「当該職員等」とあるのは「当該特定任期付職員」と、同条第2項中「管理職員が」とあるのは「特定任期付職員が」と、「当該管理職員」とあるのは「当該特定任期付職員」と、給与条例第20条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の95」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の97.5」と、給与条例第21条第2項第1号中「100分の105」とあるのは「100分の77.5」と、「100分の107.5」とあるのは「100分の80」と、給与条例第28条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付職員条例第4条の規定」とする。

## 第6条関係（一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

現 行	改 正 案
<p>第5条 一略一</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第10条第3項、第12条の3、第19条の2第1項及び第2項、第20条第2項、第21条第2項並びに第28条第1項の規定の適用については、給与条例第10条第3項中「第1項の規定により人事委員会で指定する職にある者」とあるのは「一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成16年3月県条例第6号。以下「任期付職員条例」という。）」第4条第1項の給料表の適用を受ける職員等（以下「特定任期付職員」という。）」と、給与条例第12条の3中「医療職給料表(1)の適用を受ける職員等」とあるのは「特定任期付職員（医療業務に従事する者で人事委員会の定めるものに限る。）」と、給与条例第19条の2第1項中「第10条第1項に規定する管理又は監督の</p>	<p>第5条 一略一</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第10条第3項、第12条の3、第19条の2第1項及び第2項、第20条第2項、第21条第2項並びに第28条第1項の規定の適用については、給与条例第10条第3項中「第1項の規定により人事委員会で指定する職にある者」とあるのは「一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成16年3月県条例第6号。以下「任期付職員条例」という。）」第4条第1項の給料表の適用を受ける職員等（以下「特定任期付職員」という。）」と、給与条例第12条の3中「医療職給料表(1)の適用を受ける職員等」とあるのは「特定任期付職員（医療業務に従事する者で人事委員会の定めるものに限る。）」と、給与条例第19条の2第1項中「第10条第1項に規定する管理又は監督の</p>

地位にある職員等の職のうち人事委員会規則で指定するものにある職員等（次項において「管理職員」という。）とあるのは「特定任期付職員」と、「当該職員等」とあるのは「当該特定任期付職員」と、同条第2項中「管理職員が」とあるのは「特定任期付職員が」と、「当該管理職員」とあるのは「当該特定任期付職員」と、給与条例第20条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の95」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の97.5」と、給与条例第21条第2項第1号中「100分の105」とあるのは「100分の77.5」と、「100分の107.5」とあるのは「100分の80」と、給与条例第28条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付職員条例第4条の規定」とする。

地位にある職員等の職のうち人事委員会規則で指定するものにある職員等（次項において「管理職員」という。）とあるのは「特定任期付職員」と、「当該職員等」とあるのは「当該特定任期付職員」と、同条第2項中「管理職員が」とあるのは「特定任期付職員が」と、「当該管理職員」とあるのは「当該特定任期付職員」と、給与条例第20条第2項中「100分の126.25」とあるのは「100分の96.25」と、給与条例第21条第2項第1号中「100分の106.25」とあるのは「100分の78.75」と、給与条例第28条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付職員条例第4条の規定」とする。

#### 第7条関係（一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正）

現 行	改 正 案																												
第5条 第1号任期付研究員（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第3条第4号に規定する職員（以下「企業職員」という。）を除く。以下この条、次条及び第8条において同じ。）には、次の給料表を適用する。	第5条 第1号任期付研究員（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第3条第4号に規定する職員（以下「企業職員」という。）を除く。以下この条、次条及び第8条において同じ。）には、次の給料表を適用する。																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">号給</th> <th style="text-align: center;">給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;"><u>1</u></td> <td style="text-align: right;">円 420,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>2</u></td> <td style="text-align: right;">482,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>3</u></td> <td style="text-align: right;">546,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>4</u></td> <td style="text-align: right;">630,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>5</u></td> <td style="text-align: right;">733,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>6</u></td> <td style="text-align: right;">836,000</td> </tr> </tbody> </table>	号給	給料月額	<u>1</u>	円 420,000	<u>2</u>	482,000	<u>3</u>	546,000	<u>4</u>	630,000	<u>5</u>	733,000	<u>6</u>	836,000	<table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">号給</th> <th style="text-align: center;">給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;"><u>1</u></td> <td style="text-align: right;">円 435,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>2</u></td> <td style="text-align: right;">499,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>3</u></td> <td style="text-align: right;">565,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>4</u></td> <td style="text-align: right;">653,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>5</u></td> <td style="text-align: right;">759,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>6</u></td> <td style="text-align: right;">866,000</td> </tr> </tbody> </table>	号給	給料月額	<u>1</u>	円 435,000	<u>2</u>	499,000	<u>3</u>	565,000	<u>4</u>	653,000	<u>5</u>	759,000	<u>6</u>	866,000
号給	給料月額																												
<u>1</u>	円 420,000																												
<u>2</u>	482,000																												
<u>3</u>	546,000																												
<u>4</u>	630,000																												
<u>5</u>	733,000																												
<u>6</u>	836,000																												
号給	給料月額																												
<u>1</u>	円 435,000																												
<u>2</u>	499,000																												
<u>3</u>	565,000																												
<u>4</u>	653,000																												
<u>5</u>	759,000																												
<u>6</u>	866,000																												
2 第2号任期付研究員（企業職員を除く。以下この条及び次条において同じ。）には、次の給料表を適用する。	2 第2号任期付研究員（企業職員を除く。以下この条及び次条において同じ。）には、次の給料表を適用する。																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">号給</th> <th style="text-align: center;">給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;"><u>1</u></td> <td style="text-align: right;">円 351,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>2</u></td> <td style="text-align: right;">387,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>3</u></td> <td style="text-align: right;">416,000</td> </tr> </tbody> </table>	号給	給料月額	<u>1</u>	円 351,000	<u>2</u>	387,000	<u>3</u>	416,000	<table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">号給</th> <th style="text-align: center;">給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;"><u>1</u></td> <td style="text-align: right;">円 364,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>2</u></td> <td style="text-align: right;">402,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>3</u></td> <td style="text-align: right;">431,000</td> </tr> </tbody> </table>	号給	給料月額	<u>1</u>	円 364,000	<u>2</u>	402,000	<u>3</u>	431,000												
号給	給料月額																												
<u>1</u>	円 351,000																												
<u>2</u>	387,000																												
<u>3</u>	416,000																												
号給	給料月額																												
<u>1</u>	円 364,000																												
<u>2</u>	402,000																												
<u>3</u>	431,000																												
3～6 一略一	3～6 一略一																												
第6条 一略一	第6条 一略一																												
2 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与条例第10条第3項、第19条の2第	2 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与条例第10条第3項、第19条の2第																												

1項及び第2項、第20条第2項並びに第28条第1項の規定の適用については、給与条例第10条第3項中「第1項の規定により人事委員会で指定する職にある者」とあるのは「一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成16年3月県条例第7号。以下「任期付研究員条例」という。）第5条第1項の給料表の適用を受ける職員」と、給与条例第19条の2第1項中「第10条第1項に規定する管理又は監督の地位にある職員等の職のうち人事委員会規則で指定するものにある職員等（次項において「管理職員」という。）」とあるのは「任期付研究員条例第5条第1項に規定する第1号任期付研究員（以下の項及び次項において「第1号任期付研究員」という。）」と、「当該職員等」とあるのは「当該第1号任期付研究員」と、同条第2項中「管理職員が」とあるのは「第1号任期付研究員が」と、「当該管理職員」とあるのは「当該第1号任期付研究員」と、給与条例第20条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の172.5」と、給与条例第28条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付研究員条例第5条の規定」とする。

1項及び第2項、第20条第2項並びに第28条第1項の規定の適用については、給与条例第10条第3項中「第1項の規定により人事委員会で指定する職にある者」とあるのは「一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成16年3月県条例第7号。以下「任期付研究員条例」という。）第5条第1項の給料表の適用を受ける職員」と、給与条例第19条の2第1項中「第10条第1項に規定する管理又は監督の地位にある職員等の職のうち人事委員会規則で指定するものにある職員等（次項において「管理職員」という。）」とあるのは「任期付研究員条例第5条第1項に規定する第1号任期付研究員（以下の項及び次項において「第1号任期付研究員」という。）」と、「当該職員等」とあるのは「当該第1号任期付研究員」と、同条第2項中「管理職員が」とあるのは「第1号任期付研究員が」と、「当該管理職員」とあるのは「当該第1号任期付研究員」と、給与条例第20条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の172.5」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の177.5」と、給与条例第28条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付研究員条例第5条の規定」とする。

#### 第8条関係（一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正）

現 行	改 正 案
第6条 一略一 2 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与条例第10条第3項、第19条の2第1項及び第2項、第20条第2項並びに第28条第1項の規定の適用については、給与条例第10条第3項中「第1項の規定により人事委員会で指定する職にある者」とあるのは「一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成16年3月県条例第7号。以下「任期付研究員条例」という。）第5条第1項の給料表の適用を受ける職員」と、給与条例第19条の2第1項中「第10条第1項に規定する管理又は監督の地位にある職員等の職のうち人事委員会規則で指定するものにある職員等（次項において「管理職員」という。）」とあるのは「任期付研究員条例第5条第1項に規定する第1号任期付研究員（以下の項及び次項において「第1号任期付研究員」という。）」と、「当該職員等」とあるのは「当該第1号任期付研究員」と、同条第2項中「管理職員が」とあるのは「第1号任期付研究員が」と、「当該管理職員」とあるのは「当該第1号任期付研究員」と、給与条例第20条第2項中「100分の125」とあるのは「 <u>100分の172.5</u> 」と、給与条例第28条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付研究員条例第5条の規定」とする。	第6条 一略一 2 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与条例第10条第3項、第19条の2第1項及び第2項、第20条第2項並びに第28条第1項の規定の適用については、給与条例第10条第3項中「第1項の規定により人事委員会で指定する職にある者」とあるのは「一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成16年3月県条例第7号。以下「任期付研究員条例」という。）第5条第1項の給料表の適用を受ける職員」と、給与条例第19条の2第1項中「第10条第1項に規定する管理又は監督の地位にある職員等の職のうち人事委員会規則で指定するものにある職員等（次項において「管理職員」という。）」とあるのは「任期付研究員条例第5条第1項に規定する第1号任期付研究員（以下の項及び次項において「第1号任期付研究員」という。）」と、「当該職員等」とあるのは「当該第1号任期付研究員」と、同条第2項中「管理職員が」とあるのは「第1号任期付研究員が」と、「当該管理職員」とあるのは「当該第1号任期付研究員」と、給与条例第20条第2項中「100分の125」とあるのは「 <u>100分の172.5</u> 」と、「100分の127.5」とあるのは「 <u>100分の177.5</u> 」と、給与条例第28条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付研究員条例第5条の規定」とする。

該第1号任期付研究員」と、同条第2項中「管理職員が」とあるのは「第1号任期付研究員が」と、「当該管理職員」とあるのは「当該第1号任期付研究員」と、給与条例第20条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の172.5」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の177.5」と、給与条例第28条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付研究員条例第5条の規定」とする。

該第1号任期付研究員」と、同条第2項中「管理職員が」とあるのは「第1号任期付研究員が」と、「当該管理職員」とあるのは「当該第1号任期付研究員」と、給与条例第20条第2項中「100分の126.25」とあるのは「100分の175」と、給与条例第28条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付研究員条例第5条の規定」とする。

## 山形県職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例案の概要

### 第1 山形県職員等の給与に関する条例の一部改正

- 1 初任給をはじめ若年層に重点を置きつつ、全ての職員の給料月額を引き上げるため、給料表を改定すること。
- 2 行政職給料表4級及び5級、公安職給料表5級、研究職給料表3級、医療職給料表(2)5級並びに医療職給料表(3)5級について、号給をそれぞれ8号給増設すること。
- 3 職員等の令和7年12月期に支給される期末手当及び勤勉手当の支給割合を引き上げること。

	期末手当		勤勉手当	
	現 行	改 正 案	現 行	改 正 案
職員（再任用職員を除く。）	1.25月	1.275月(+0.025月)	1.05月	1.075月(+0.025月)
特定幹部職員（再任用職員を除く。）	1.05月	1.075月(+0.025月)	1.25月	1.275月(+0.025月)
再任用職員	0.70月	0.725月(+0.025月)	0.50月	0.525月(+0.025月)

- 4 職員等の令和8年6月期以降に支給される期末手当及び勤勉手当の支給割合を引き上げること。

	期末手当		勤勉手当	
	現 行	改 正 案	現 行	改 正 案
職員（再任用職員を除く。）	1.25月	1.2625月(+0.0125月)	1.05月	1.0625月(+0.0125月)
特定幹部職員（再任用職員を除く。）	1.05月	1.0625月(+0.0125月)	1.25月	1.2625月(+0.0125月)
再任用職員	0.70月	0.7125月(+0.0125月)	0.50月	0.5125月(+0.0125月)

### 5 通勤手当

- (1) 交通用具を利用する場合の通勤手当の支給限度額について、1か月当たり53,000円から66,400円に引き上げること。
- (2) 通勤のため自動車等の駐車のための施設等で人事委員会規則で定めるものを利用し、その料金を負担することを常例とする職員のうち人事委員会規則で定める職員に対して、1か月あたり5,000円の範囲内で人事委員会規則で定める額を支給すること。

### 6 宿日直手当

通常の宿日直勤務等に係る支給額の限度額を引き上げること  
(通常の宿日直勤務の場合 4,400円 → 4,700円)

### 第2 施行期日等

- 1 この条例は、公布の日から施行すること。ただし、第1の2、4及び5の改正規定は、令和8年4月1日から施行すること。
- 2 第1の1、3及び6の改正規定は、令和7年4月1日から適用すること。

## 議第 1 号 の 2

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づく意見  
に係る臨時専決処理の承認について

山形県議会 12 月定例会に提案された下記条例案の作成について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定により山形県知事から意見を求められた件について、教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任し又は専決させる規則（昭和 31 年 11 月県教育委員会規則第 12 号）第 5 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処理したことについて承認する。

記

山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例等の一部を改正する  
条例案

### 提 案 理 由

山形県知事から上記議案の作成にあたり意見を求められ、緊急を要したため、教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任し又は専決させる規則第 5 条第 1 項の規定により専決処理したので、同条第 2 項の規定により承認を求めるため提案するものである。

令和 7 年 12 月 23 日提出

山形県教育委員会

教育長 須貝 英彦

議第 号

山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例等の一部を改正する条例の設定について

山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例等の一部を改正する条例

(山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例の一部改正)

第1条 山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例（昭和31年9月県条例第52号）の一部を次のように改正する。

第2条第5項ただし書及び第3条第3項ただし書中「とする」を「と、「100分の127.5」とあるのは「100分の175」とする」に改める。

第6条第1項中「16,500円」を「17,100円」に改める。

別表第1議員報酬月額の欄中

904,000円
807,000円
778,000円

939,000円
839,000円
808,000円

を

に改める。

別表第2給料月額の欄中

1,240,000円
954,000円

1,289,000円
991,000円

を

に、

「801,000円」を「832,000円」に、「619,000円」を「643,000円」に改める。

日額	26,400円
同	29,400円
同	26,400円
同	11,000円
同	26,400円
月額	196,000円
日額	26,400円

日額	27,400円
同	30,500円
同	27,400円
同	11,400円
同	27,400円
月額	203,000円
日額	27,400円

月額 196,000円	月額 203,000円
日額 26,400円	日額 27,400円
同 29,400円	同 30,500円
同 26,400円	同 27,400円
別表第3報酬額の欄中 同 11,000円	を に、 同 11,400円
同 29,400円	同 30,500円
同 26,400円	同 27,400円
同 11,000円	同 11,400円
同 29,400円	同 30,500円
同 26,400円	同 27,400円
同 29,400円	同 30,500円
同 26,400円	同 27,400円

「32,100円」を「33,300円」に、「276,000円」を「286,000円」に、「285,000円」を「296,000円」に改める。

第2条 山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第5項ただし書及び第3条第3項ただし書中「100分の125」を「100分の126.25」に、「100分の170」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の175」を「100分の172.5」に改める。

(山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例の一部を改正する条例（平成23年3月県条例第8号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「100分の102.3」を「100分の106.37」に改める。

#### 附 則

(施行期日等)

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条中山形県特別職の職員の給与等の支給に

関する条例第6条第1項及び別表第1から別表第3までの改正規定並びに第3条の規定は令和8年1月1日から、第2条の規定は令和8年4月1日から施行する。

- 2 第1条の規定による改正後の山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例（以下「新条例」という。）第2条第5項ただし書及び第3条第3項ただし書の規定は、令和7年4月1日から適用する。  
(期末手当の内払)
- 3 新条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、新条例の規定による期末手当の内払とみなす。

#### 提 案 理 由

議会の議員及び知事等に対して支給する期末手当の支給割合を改定するとともに、議会の議員の議員報酬月額、知事等の給料月額及び行政委員会の委員の報酬額等を引き上げるため提案するものである。

山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例等の一部を改正する条例（案）新旧対照表  
第1条関係（山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例の一部を改正する条例）

現 行	改 正 案																
(議会の議員の議員報酬・費用弁償等)	(議会の議員の議員報酬・費用弁償等)																
第2条 一略一	第2条 一略一																
2～4 一略一	2～4 一略一																
5 前項の期末手当の額は、山形県職員等の給与に関する条例（昭和32年8月県条例第30号。以下「一般職給与条例」という。）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例による。ただし、一般職給与条例第20条第2項中「期末手当基礎額」とあるのは「議会の議員の受けるべき議員報酬月額に100分の45の割合を乗じて得た額を当該議員報酬月額に加算した額」と、「100分の125」とあるのは「100分の170」とする。	5 前項の期末手当の額は、山形県職員等の給与に関する条例（昭和32年8月県条例第30号。以下「一般職給与条例」という。）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例による。ただし、一般職給与条例第20条第2項中「期末手当基礎額」とあるのは「議会の議員の受けるべき議員報酬月額に100分の45の割合を乗じて得た額を当該議員報酬月額に加算した額」と、「100分の125」とあるのは「100分の170」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の175」とする。																
(知事等の給与及び旅費)	(知事等の給与及び旅費)																
第3条 一略一	第3条 一略一																
2 一略一	2 一略一																
3 前項の寒冷地手当及び期末手当の額は、一般職の職員の例による。ただし、一般職給与条例第20条第2項中「期末手当基礎額」とあるのは「知事等の受けるべき給料月額に100分の45の割合を乗じて得た額を当該給料月額に加算した額」と、「100分の125」とあるのは「100分の170」とする。	3 前項の寒冷地手当及び期末手当の額は、一般職の職員の例による。ただし、一般職給与条例第20条第2項中「期末手当基礎額」とあるのは「知事等の受けるべき給料月額に100分の45の割合を乗じて得た額を当該給料月額に加算した額」と、「100分の125」とあるのは「100分の170」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の175」とする。																
4 一略一	4 一略一																
(附属機関の委員等の報酬及び費用弁償)	(附属機関の委員等の報酬及び費用弁償)																
第6条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定により設けられた審査会、審議会等の委員その他これに準ずる者（以下「附属機関の委員等」という。）の報酬は、勤務1日につき <u>16,500円</u> を超えない範囲内において、その所属する執行機関が定める。	第6条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定により設けられた審査会、審議会等の委員その他これに準ずる者（以下「附属機関の委員等」という。）の報酬は、勤務1日につき <u>17,100円</u> を超えない範囲内において、その所属する執行機関が定める。																
2及び3 一略一	2及び3 一略一																
別表第1	別表第1																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>職名</th><th>議員報酬月額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>議長</td><td>904,000円</td></tr> <tr> <td>副議長</td><td>807,000円</td></tr> <tr> <td>議員</td><td>778,000円</td></tr> </tbody> </table>	職名	議員報酬月額	議長	904,000円	副議長	807,000円	議員	778,000円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>職名</th><th>議員報酬月額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>議長</td><td>939,000円</td></tr> <tr> <td>副議長</td><td>839,000円</td></tr> <tr> <td>議員</td><td>808,000円</td></tr> </tbody> </table>	職名	議員報酬月額	議長	939,000円	副議長	839,000円	議員	808,000円
職名	議員報酬月額																
議長	904,000円																
副議長	807,000円																
議員	778,000円																
職名	議員報酬月額																
議長	939,000円																
副議長	839,000円																
議員	808,000円																
別表第2	別表第2																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>職名</th><th>給料月額</th></tr> </thead> </table>	職名	給料月額	<table border="1"> <thead> <tr> <th>職名</th><th>給料月額</th></tr> </thead> </table>	職名	給料月額												
職名	給料月額																
職名	給料月額																

知事	<u>1, 240, 000円</u>
副知事	<u>954, 000円</u>
教育長	<u>801, 000円</u> 以内で知事が定める額
企業管理者	<u>801, 000円</u> 以内で知事が定める額
病院事業管理者	<u>801, 000円</u> 以内で知事が定める額
常勤の監査委員	<u>619, 000円</u> 以内で知事が定める額
常勤の人事委員会の委員	<u>619, 000円</u> 以内で知事が定める額

知事	<u>1, 289, 000円</u>
副知事	<u>991, 000円</u>
教育長	<u>832, 000円</u> 以内で知事が定める額
企業管理者	<u>832, 000円</u> 以内で知事が定める額
病院事業管理者	<u>832, 000円</u> 以内で知事が定める額
常勤の監査委員	<u>643, 000円</u> 以内で知事が定める額
常勤の人事委員会の委員	<u>643, 000円</u> 以内で知事が定める額

別表第3

職名		報酬額
教育委員会の委員	日額	<u>26, 400円</u>
選挙管理委員会の委員	委員長	<u>同 29, 400円</u>
	委員	<u>同 26, 400円</u>
	補充員	<u>同 11, 000円</u>
非常勤の監査委員	同	<u>26, 400円</u>
非常勤の人事委員会の委員	委員長	<u>月額 196, 000円</u>
	委員	<u>日額 26, 400円</u>
公安委員会の委員	委員長	<u>月額 196, 000円</u>
	委員	<u>日額 26, 400円</u>
労働委員会の委員	会長	<u>同 29, 400円</u>
	委員	<u>同 26, 400円</u>
	特別調整委員	
	あつせん員	<u>同 11, 000円</u>
	あつせん員候補者	
収用委員会の委員	会長	<u>同 29, 400円</u>
	委員	<u>同 26, 400円</u>
	予備委員	
	あつせん委員	<u>同 11, 000円</u>
	仲裁委員	
海区漁業調整委員会の委員	会長	<u>同 29, 400円</u>
	委員	<u>同 26, 400円</u>
	内水面漁場会長	<u>同 29, 400円</u>

別表第3

職名		報酬額
教育委員会の委員	日額	<u>27, 400円</u>
選挙管理委員会の委員	委員長	<u>同 30, 500円</u>
	委員	<u>同 27, 400円</u>
	補充員	<u>同 11, 400円</u>
非常勤の監査委員	同	<u>27, 400円</u>
非常勤の人事委員会の委員	委員長	<u>月額 203, 000円</u>
	委員	<u>日額 27, 400円</u>
公安委員会の委員	委員長	<u>月額 203, 000円</u>
	委員	<u>日額 27, 400円</u>
労働委員会の委員	会長	<u>同 30, 500円</u>
	委員	<u>同 27, 400円</u>
	特別調整委員	
	あつせん員	<u>同 11, 400円</u>
	あつせん員候補者	
収用委員会の委員	会長	<u>同 30, 500円</u>
	委員	<u>同 27, 400円</u>
	予備委員	
	あつせん委員	<u>同 11, 400円</u>
	仲裁委員	
海区漁業調整委員会の委員	会長	<u>同 30, 500円</u>
	委員	<u>同 27, 400円</u>
	内水面漁場会長	<u>同 30, 500円</u>

管理委員会の委員	委員	同 26,400円
—略—		
	日額をもつて定める者	日額 32,100円以内で任命権者が定める額
非常勤の職員等	月額をもつて定める者	月額 276,000円以内で任命権者が定める額
	年額をもつて定める者	年額 285,000円以内で任命権者が定める額

管理委員会の委員	委員	同 27,400円
—略—		
	日額をもつて定める者	日額 33,300円以内で任命権者が定める額
非常勤の職員等	月額をもつて定める者	月額 286,000円以内で任命権者が定める額
	年額をもつて定める者	年額 296,000円以内で任命権者が定める額

## 第2条関係（山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例の一部を改正する条例）

現 行	改 正 案
(議会の議員の議員報酬・費用弁償等)	(議会の議員の議員報酬・費用弁償等)
第2条 一略一	第2条 一略一
2～4 一略一	2～4 一略一
5 前項の期末手当の額は、山形県職員等の給与に関する条例（昭和32年8月県条例第30号。以下「一般職給与条例」という。）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例による。ただし、一般職給与条例第20条第2項中「期末手当基礎額」とあるのは「議会の議員の受けるべき議員報酬月額に100分の45の割合を乗じて得た額を当該議員報酬月額に加算した額」と、「100分の125」とあるのは「100分の170」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の175」とする。	5 前項の期末手当の額は、山形県職員等の給与に関する条例（昭和32年8月県条例第30号。以下「一般職給与条例」という。）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例による。ただし、一般職給与条例第20条第2項中「期末手当基礎額」とあるのは「議会の議員の受けるべき議員報酬月額に100分の45の割合を乗じて得た額を当該議員報酬月額に加算した額」と、「100分の126.25」とあるのは「100分の172.5」とする。
(知事等の給与及び旅費)	(知事等の給与及び旅費)
第3条 一略一	第3条 一略一
2 一略一	2 一略一
3 前項の寒冷地手当及び期末手当の額は、一般職の職員の例による。ただし、一般職給与条例第20条第2項中「期末手当基礎額」とあるのは「知事等の受けるべき給料月額に100分の45の割合を乗じて得た額を当該給料月額に加算した額」と、「100分の125」とあるのは「100分の170」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の175」とする。	3 前項の寒冷地手当及び期末手当の額は、一般職の職員の例による。ただし、一般職給与条例第20条第2項中「期末手当基礎額」とあるのは「知事等の受けるべき給料月額に100分の45の割合を乗じて得た額を当該給料月額に加算した額」と、「100分の126.25」とあるのは「100分の172.5」とする。
4 一略一	4 一略一

## 第3条関係（山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例の一部を改正する条例（平成23年3月県条例第8号）の一部改正）

現 行	改 正 案
-----	-------

## 附 則

- 2 この条例による改正後の山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例（以下「新条例」という。）第4条第1項の規定により支給すべき1月当たりの報酬の額が、この条例による改正前の山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例第4条第1項の規定を適用したとしたならば支給すべきこととなる報酬の額に100分の102.3を乗じて得た額（その額が100,000円を超える場合においては1,000円未満の端数を、100,000円未満である場合においては100円未満の端数を切り捨てた額とする。以下「報酬の上限額」という。）を超える者に支給する1月当たりの報酬の額は、当分の間、新条例の規定にかかわらず、報酬の上限額とする。

## 附 則

- 2 この条例による改正後の山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例（以下「新条例」という。）第4条第1項の規定により支給すべき1月当たりの報酬の額が、この条例による改正前の山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例第4条第1項の規定を適用したとしたならば支給すべきこととなる報酬の額に100分の106.37を乗じて得た額（その額が100,000円を超える場合においては1,000円未満の端数を、100,000円未満である場合においては100円未満の端数を切り捨てた額とする。以下「報酬の上限額」という。）を超える者に支給する1月当たりの報酬の額は、当分の間、新条例の規定にかかわらず、報酬の上限額とする。

## 山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例等の一部を改正する条例案の概要

### 第1 山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例の一部改正

- 1 議会の議員及び知事等に対して①令和7年12月期に支給される期末手当の支給割合、  
②令和8年6月期以降に支給される期末手当の支給割合を次のように引き上げること。

期末手当		現行	改正案	
①令和7年度	12月期	1.70月	1.75月	+0.05月
②令和8年度以降	6月期・12月期	1.70月	1.725月	+0.025月

- 2 議会の議員の報酬月額、知事等の給料月額及び教育委員会の委員等の報酬額を次のように引き上げること。

職名		額	改定前	改定後	備考		
議	長	月額	904,000円	939,000円			
副	議	長	807,000円	839,000円			
議	員	月額	778,000円	808,000円			
知	事	月額	1,240,000円	1,289,000円			
副	知	事	954,000円	991,000円			
教	育	長	801,000円	832,000円	左記以内で知事が定める額		
企	業	管	801,000円	832,000円	左記以内で知事が定める額		
病	事	理	801,000円	832,000円	左記以内で知事が定める額		
院	業	管	801,000円	832,000円	左記以内で知事が定める額		
常	勤	の監	理	619,000円	643,000円	左記以内で知事が定める額	
常	勤	の監	者	619,000円	643,000円	左記以内で知事が定める額	
常	勤	の監	查	619,000円	643,000円	左記以内で知事が定める額	
教	育	委員会の委員	日額	26,400円	27,400円		
選	管	理委員会の委員	日額	29,400円	30,500円		
常	勤	の監	補充委員	26,400円	27,400円		
非	常	勤	の監	11,000円	11,400円		
常	勤	の監	査委員	26,400円	27,400円		
非	常	勤	の監	196,000円	203,000円		
常	勤	の監	員	26,400円	27,400円		
公	安	委員会の委員	日額	196,000円	203,000円		
劳	働	委員会の委員	日額	26,400円	27,400円		
労	働	委員会の委員	特別調整委員	26,400円	27,400円		
労	働	委員会の委員	あつせん員	11,000円	11,400円		
労	働	委員会の委員	あつせん員候補者	11,000円	11,400円		
收	用	委員会の委員	会員	29,400円	30,500円		
收	用	委員会の委員	委員	26,400円	27,400円		
收	用	委員会の委員	予備委員	11,000円	11,400円		
收	用	委員会の委員	あつせん委員	11,000円	11,400円		
收	用	委員会の委員	仲裁委員	11,000円	11,400円		
海	区漁業調整委員会の委員	会員	日額	29,400円	30,500円		
内	水面漁場管理委員会の委員	会員	日額	26,400円	27,400円		
非	常	勤	の職員等	日額をもつて定める者	29,400円	30,500円	
非	常	勤	の職員等	月額をもつて定める者	26,400円	27,400円	
非	常	勤	の職員等	年額をもつて定める者	32,100円	33,300円	左記以内で知事が定める額
非	常	勤	の職員等	月額をもつて定める者	276,000円	286,000円	左記以内で知事が定める額
非	常	勤	の職員等	年額をもつて定める者	285,000円	296,000円	左記以内で知事が定める額

- 3 特別職の職員のうち附属機関の委員等の報酬日額の限度額を16,500円から17,100円に引き上げること。

### 第2 山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例の一部を改正する条例の一部改正

- 1 教育委員会の委員等の1月当たりの報酬の上限額を、知事等の給料月額の引上げ率に準じて引き上げること。(教育委員会の委員 改定前 174,000円 → 改定後 181,000円)

### 第3 施行期日等

- 1 この条例は公布の日から施行すること。ただし、第1の2、3及び第2の改正規定は令和8年1月1日から、第1の1②の改正規定は令和8年4月1日から施行すること。
- 2 第1の1①の改正規定は令和7年4月1日から適用すること。

## 議第 1 号 の 3

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づく意見  
に係る臨時専決処理の承認について

山形県議会 12 月定例会に提案された下記条例案の作成について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定により山形県知事から意見を求められた件について、教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任し又は専決させる規則（昭和 31 年 11 月県教育委員会規則第 12 号）第 5 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処理したことについて承認する。

記

山形県義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特例に関する条例等の  
一部を改正する条例案

### 提 案 理 由

山形県知事から上記議案の作成にあたり意見を求められ、緊急を要したため、教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任し又は専決させる規則第 5 条第 1 項の規定により専決処理したので、同条第 2 項の規定により承認を求めるため提案するものである。

令和 7 年 12 月 23 日提出

山形県教育委員会

教育長 須貝 英彦

## 議第 号

山形県義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特例に関する条例等の一部を改正する  
条例の設定について

山形県義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特例に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

山形県義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特例に関する条例等の一部を改正する  
条例

(山形県義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特例に関する条例の一部改正)

第1条 山形県義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特例に関する条例（昭和46年12月県条例第48号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「者に」を「者（指導改善研修被認定者（教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第25条第1項の規定による認定を受けた者であって、当該認定の日から同条第4項の認定の日までの間にあるものをいう。第3項において同じ。）を除く。）に」に、「100分の4」を「100分の10」に改め、同条第3項中「について」を「（指導改善研修被認定者を除く。第6条第2項において同じ。）について」に改める。

(山形県職員等の給与に関する条例の一部改正)

第2条 山形県職員等の給与に関する条例（昭和32年8月県条例第30号）の一部を次のように改正する。

第13条の6第2項中「8,000円」を「8,600円」に、「応じて」を「応じ、人事委員会規則で定める校務類型に係る業務の困難性その他の事情を考慮して」に改める。

別表第4教育職給料表(1)の項の表の備考第2号中「7,700円」を「30,700円」に改め、同備考に次の1号を加える。

(3) この表の適用を受ける職員等のうち、その職務の級が4級である職員等で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に23,000円をそれぞれ加算した額とする。

別表第4教育職給料表(2)の項の表の備考第2号中「7,500円」を「31,700円」に改め、同備考に次の1号を加える。

(3) この表の適用を受ける職員等のうち、その職務の級が4級である職員等で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に24,200円をそれぞれ加算した額とする。

(山形県職員等の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第3条 山形県職員等の特殊勤務手当に関する条例（昭和35年10月県条例第34号）の一部を次のように改正する。

第3条中第26号を削り、第27号を第26号とし、第28号を第27号とする。

第15条第2項第2号中「7,500円」を「8,000円」に改める。

第18条を次のように改める。

第18条 削除

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 次の表の左欄に掲げる期間における第1条の規定による改正後の山形県義務教育諸学校等の教

育職員の給与等の特例に関する条例第3条第1項の規定の適用については、同項中「100分の10」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和8年1月1日から同年12月31日まで	100分の5
令和9年1月1日から同年12月31日まで	100分の6
令和10年1月1日から同年12月31日まで	100分の7
令和11年1月1日から同年12月31日まで	100分の8
令和12年1月1日から同年12月31日まで	100分の9

3 次の表の左欄に掲げる期間における第2条の規定による改正後の山形県職員等の給与に関する条例（以下「新条例」という。）別表第4教育職給料表(1)の項の表の備考第2号の規定の適用については、同号中「30,700円」とあるのは、それぞれ次の表の右欄に掲げる字句とする。

令和8年1月1日から同年12月31日まで	11,500円
令和9年1月1日から同年12月31日まで	15,400円
令和10年1月1日から同年12月31日まで	19,200円
令和11年1月1日から同年12月31日まで	23,000円
令和12年1月1日から同年12月31日まで	26,900円

4 次の表の左欄に掲げる期間における新条例別表第4教育職給料表(1)の項の表の備考第3号の規定の適用については、同号中「23,000円」とあるのは、それぞれ次の表の右欄に掲げる字句とする。

令和8年1月1日から同年12月31日まで	3,800円
令和9年1月1日から同年12月31日まで	7,700円
令和10年1月1日から同年12月31日まで	11,500円
令和11年1月1日から同年12月31日まで	15,300円
令和12年1月1日から同年12月31日まで	19,200円

5 次の表の左欄に掲げる期間における新条例別表第4教育職給料表(2)の項の表の備考第2号の規定の適用については、同号中「31,700円」とあるのは、それぞれ次の表の右欄に掲げる字句とする。

令和8年1月1日から同年12月31日まで	11,500円
令和9年1月1日から同年12月31日まで	15,600円
令和10年1月1日から同年12月31日まで	19,600円
令和11年1月1日から同年12月31日まで	23,600円
令和12年1月1日から同年12月31日まで	27,700円

6 次の表の左欄に掲げる期間における新条例別表第4 教育職給料表(2)の項の表の備考第3号の規定の適用については、同号中「24,200円」とあるのは、それぞれ次の表の右欄に掲げる字句とする。

令和8年1月1日から同年12月31日まで	4,000円
令和9年1月1日から同年12月31日まで	8,100円
令和10年1月1日から同年12月31日まで	12,100円
令和11年1月1日から同年12月31日まで	16,100円
令和12年1月1日から同年12月31日まで	20,200円

#### 提 案 理 由

義務教育諸学校等の教育職員に対して支給する教職調整額の支給割合を改定する等のため提案するものである。

山形県義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特例に関する条例等の一部を改正する条例（案）  
新旧対照表

第1条関係（山形県義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特例に関する条例の一部改正）

現 行	改 正 案
(義務教育諸学校等の教育職員の教職調整額の支給等)	(義務教育諸学校等の教育職員の教職調整額の支給等)
第3条 義務教育諸学校等の教育職員のうち、山形県職員等の給与に関する条例（昭和32年8月県条例第30号。以下「給与条例」という。）別表第4の教育職給料表(1)又は教育職給料表(2)（以下これらを「給料表」と総称する。）の適用を受け、その属する職務の級が給料表の特2級、2級又は1級である者には、その者の給料月額の <u>100分の4</u> に相当する額の教職調整額を支給する。	第3条 義務教育諸学校等の教育職員のうち、山形県職員等の給与に関する条例（昭和32年8月県条例第30号。以下「給与条例」という。）別表第4の教育職給料表(1)又は教育職給料表(2)（以下これらを「給料表」と総称する。）の適用を受け、その属する職務の級が給料表の特2級、2級又は1級である者（指導改善研修被認定者（教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第25条第1項の規定による認定を受けた者であって、当該認定の日から同条第4項の認定の日までの間にあるものをいう。第3項において同じ。）を除く。）には、その者の給料月額の <u>100分の10</u> に相当する額の教職調整額を支給する。
2 一略一	2 一略一
3 義務教育諸学校等の教育職員については、給与条例第15条及び第16条の規定は、適用しない。	3 義務教育諸学校等の教育職員（指導改善研修被認定者を除く。第6条第2項において同じ。）については、給与条例第15条及び第16条の規定は、適用しない。

第2条関係（山形県職員等の給与に関する条例の一部改正）

現 行	改 正 案
(義務教育等教員特別手当)	(義務教育等教員特別手当)
第13条の6 一略一	第13条の6 一略一
2 義務教育等教員特別手当の月額は、 <u>8,000円</u> を超えない範囲内で、職務の級及び号給（定年前再任用短時間勤務職員にあつては、職務の級）の別に応じて、人事委員会規則で定める。	2 義務教育等教員特別手当の月額は、 <u>8,600円</u> を超えない範囲内で、職務の級及び号給（定年前再任用短時間勤務職員にあつては、職務の級）の別に応じ、人事委員会規則で定める校務類型に係る業務の困難性その他の事情を考慮して、人事委員会規則で定める。
3 及び4 一略一	3 及び4 一略一
別表第4 教育職給料表 教育職給料表(1) 備考 (1) 一略一 (2) この表の適用を受ける職員等のうち、その職務の級が3級である職員等で人事委員会規則で定めるもの	別表第4 教育職給料表 教育職給料表(1) 備考 (1) 一略一 (2) この表の適用を受ける職員等のうち、その職務の級が3級である職員等で人事委員会規則で定めるもの

給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

#### 教育職給料表(2)

備考 (1) 一略ー

(2) この表の適用を受ける職員等のうち、その職務の級が3級である職員等で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

#### 教育職給料表(3) 一略ー

給料月額は、この表の額に30,700円をそれぞれ加算した額とする。

(3) この表の適用を受ける職員等のうち、その職務の級が4級である職員等で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に23,000円をそれぞれ加算した額とする。

#### 教育職給料表(2)

備考 (1) 一略ー

(2) この表の適用を受ける職員等のうち、その職務の級が3級である職員等で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に31,700円をそれぞれ加算した額とする。

(3) この表の適用を受ける職員等のうち、その職務の級が4級である職員等で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に24,200円をそれぞれ加算した額とする。

#### 教育職給料表(3) 一略ー

### 第3条関係（山形県職員等の特殊勤務手当に関する条例の一部改正）

現 行	改 正 案
(特殊勤務手当の種類) 第3条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。 (1)～(25) 一略ー <u>(26) 多学年学級を担当する教育職員の特殊勤務手当</u> <u>(27)及び(28) 一略ー</u> (特殊業務に従事する教育職員の特殊勤務手当) 第15条 一略ー 2 前項の手当の額は、業務に従事した日1日につき、次の各号に掲げる額とする。 (1) 一略ー (2) 前項第1号の口及びハの業務 <u>7,500円</u> (3)及び(4) 一略ー <u>(多学年学級を担当する教育職員の特殊勤務手当)</u>	(特殊勤務手当の種類) 第3条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。 (1)～(25) 一略ー <u>(26)及び(27) 一略ー</u> (特殊業務に従事する教育職員の特殊勤務手当) 第15条 一略ー 2 前項の手当の額は、業務に従事した日1日につき、次の各号に掲げる額とする。 (1) 一略ー (2) 前項第1号の口及びハの業務 <u>8,000円</u> (3)及び(4) 一略ー
第18条 多学年学級を担当する教育職員の特殊勤務手当は、小学校、中学校又は義務教育学校の2以上の学年の児童又は生徒で編制されている学級を担当する教育職員のうち人事委員会の定	第18条 削除

める教育職員が当該学級における授業又は指導に従事したときに支給する。

2 前項の手当の額は、従事した日 1 日につき次の各号に掲げる額とする。

- (1) 3 以上の学年の児童又は生徒で編制されている学級における授業又は指導 350円  
(2) 前号に掲げる学級以外の学級における授業又は指導 290円

# 「山形県義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特例に関する条例」等改正 概要資料

## 第1 条例改正動機

「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」(昭和46年法律第77号)の一部改正、同法改正を踏まえた「令和7年度予算における教員給与の見直しに係る義務教育費国庫負担金の最高限度額の算定方法の見直しについて」(令和7年8月12日付文部科学省初等中等教育局長通知)及び「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令の制定等について(通知)」(令和7年9月26日付文部科学事務次官通知)により、教育職員に支給する給与のうち、教職調整額の支給額、教育職給料表(1)及び(2)の職務の級3級及び4級の者の給料月額に対する加算額、義務教育等教員特別手当及び特殊勤務手当について、令和8年1月1日以降、見直すこととするもの。

## 第2 主な見直し内容

### 1 教職調整額関係

- (1) 支給額を、以下の通り段階的に引上げ

期間	支給額
～R7.12.31	給料月額の100分の4に相当する額
R8.1.1～R8.12.31	給料月額の100分の5に相当する額
R9.1.1～R9.12.31	給料月額の100分の6に相当する額
R10.1.1～R10.12.31	給料月額の100分の7に相当する額
R11.1.1～R11.12.31	給料月額の100分の8に相当する額
R12.1.1～R12.12.31	給料月額の100分の9に相当する額
R13.1.1～	給料月額の100分の10に相当する額

- (2) 支給対象とする教育職員の変更

令和8年1月1日以降、指導改善研修被認定者（教育公務員特例法第25条第1項の規定による認定を受けた者であって、その終了後、指導の改善の程度に関する認定の日までの間にあるもの）となった教育職員には、教職調整額を支給しない。

### 2 給料月額に対する加算額関係

- (1) 教育職給料表(1)、(2)の適用を受ける職員のうち、職務の級3級の者（いわゆる教頭級）への加算額を次のとおり段階的に引上げ

期間	教育職給料表(1)	教育職給料表(2)
～R7.12.31	7,700円	7,500円
R8.1.1～R8.12.31	11,500円	11,500円
R9.1.1～R9.12.31	15,400円	15,600円
R10.1.1～R10.12.31	19,200円	19,600円
R11.1.1～R11.12.31	23,000円	23,600円
R12.1.1～R12.12.31	26,900円	27,700円
R13.1.1～	30,700円	31,700円

- (2) 教育職給料表(1)、(2)の適用を受ける職員のうち、職務の級4級の者（いわゆる校長級）への加算額を次のとおり新設

期間	教育職給料表(1)	教育職給料表(2)
R8. 1. 1～R8. 12. 31	3,800 円	4,000 円
R9. 1. 1～R9. 12. 31	7,700 円	8,100 円
R10. 1. 1～R10. 12. 31	11,500 円	12,100 円
R11. 1. 1～R11. 12. 31	15,300 円	16,100 円
R12. 1. 1～R12. 12. 31	19,200 円	20,200 円
R13. 1. 1～	23,000 円	24,200 円

### 3 義務教育等教員特別手当額関係

- (1) 校務類型に係る業務の困難性等を考慮した加算（月額上限 3,000 円）を新設  
※ 「校務類型に係る業務の困難性」による加算の対象とする職員は、人事委員会規則で「特別支援学校を除く学校のうち、特別支援学級を除く学級（普通学級）を担任する業務」と規定する予定。
- (2) 学級担任への加算以外の手当の最高額を引下げ 月額 8,000 円→5,600 円
- (3) (1)、(2)に対応するため、義務教育等教員特別手当の支給最高額を引上げ  
月額 8,000 円→8,600 円

### 4 特殊勤務手当関係

- (1) 学校の管理下において行う非常災害等の緊急業務のうち、次の業務に係る手当額を引上げ  
① 児童・生徒の負傷、疾病等に伴う救急の業務 日額 7,500 円→8,000 円  
② 児童・生徒に対する緊急の補導業務 日額 7,500 円→8,000 円  
なお、業務従事時間に係る要件を緩和（勤務不要日等の中日 8 時間程度→4 時間程度）するため、人事委員会規則を併せて改正する予定。
- (2) 多学年学級を担当する教育職員に対する特殊勤務手当を廃止  
2 学年：日額 290 円、3 学年以上：日額 350 円 → いずれも廃止

### 第3 施行期日

令和8年1月1日